
平成29年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成29年3月6日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成29年3月6日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鏑水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 伊藤 善康君 |
| 9番 諫山 茂樹君 | 10番 岩佐 達郎君 |
| 11番 大越 秀男君 | 12番 高山 敏枝君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 藤田 光彦君 |
| 15番 櫛川 正男君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|------------|
| 局長 熊懷 洋一君 | 記録係長 浦 聖子君 |
| 記録係 伊藤 諒平君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------|--------------------|
| 市長 …………… 高木 典雄君 | 副市長 …………… 吉岡 慎一君 |
| 教育長 …………… 麻生 秀喜君 | 市長公室長 …………… 石井 好貴君 |

| | | | | | |
|---------------------|-------|--------|---------|-------|--------|
| 総務課長 | …………… | 楠原 康成君 | 会計管理者 | …………… | 田邊 敏文君 |
| 市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 | …………… | | | …………… | 瀧内 教道君 |
| 企画財政課長 | …………… | 金子 好治君 | 税務課長 | …………… | 宇野 弘君 |
| 徴収対策室長 | …………… | 段野 弘美君 | | | |
| 市民生活課長兼人権・同和対策室長 | …………… | | | …………… | 安元 正徳君 |
| 生涯学習課長 | …………… | 瀧内 英敏君 | 保健課長 | …………… | 増岡 寿君 |
| 福祉事務所長 | …………… | 秦 克之君 | 住環境建設課長 | …………… | 江島 高治君 |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長 | …………… | | | …………… | 熊谷 泰次君 |
| うきはブランド推進課長 | …………… | | | …………… | 田竈 正規君 |
| 水資源対策室長 | …………… | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | …………… | 内藤 一成君 |
| 浮羽市民課長 | …………… | 山田 昭紀君 | 自動車学校長 | …………… | 今村 一朗君 |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。早速本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。7番、江藤芳光議員の発言を許します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、傍聴者の皆さんもあわせて、改めておはようございます。

それでは、ありがたくも1番を務めさせていただきます。今回も前回の12月議会に続きまして、うきは創生の基盤であります農業政策について取り上げさせていただきます。きょうの予定は、今申し上げた農業政策と、それから農業に関連するテーマ3つを市長のほうと議論をしていきたいというふうに思っております。

それでは、ちょっと質問に入ります前に、若干前語りを申し上げたいと思います。私は農業で育てていただきました。この年にして、改めて農業の魅力を実感しております。このうきはの魅力を次世代につなぐためには、何より農業基盤の再生こそが現実課題だとして懸命に取り組んでいるところであります。

国は今、今といますから、もう攻めの農業、もうかる農業を旗印に、あらゆる振興施策が

次々と打ち出されておりました、受けて農業を基幹産業とする先進自治体では、これらを取捨選択しながら、今まで考えもしなかった大規模な広域経営や経営のネットワーク化など独自の政策を掲げ、生き残りをかけた先進的な動きが見て取れます。きのうも昼間でしたけども、NHKの特別番組で農業改革と日本農業の未来、人口減少に立ち向かうということをテーマで、来評者による経団連、それからもろもろ有名な方々のパネルディスカッションが行われたところでもございます。

そこで、高木市長は、うきは市は農業が基幹産業、フルーツ王国、テロワールと声高にアピールされておりますが、現実には高齢者の限界、担い手不在、特に若い人たちは無関心であり、などなど深刻化する現実は今や衰退ではなく、危機的な状況に入ったと見ております。

ところが、その根幹である農業政策は、この場で何度も指摘をしてみましたけども、一向にその動きは見られません。今まさに、うきは農業が生き残るための喫緊の課題は、農地の基盤整備や集積、営農経営体の拡充など、農業基盤の構造改革、さらには人材の育成と農業を支援する人手の確保こそが地方創生総合戦略の基であり、農業基盤を土台としない限り、農業のみならず、うきは振興創生は実現しないと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、農地バンクの優遇制度を活用し、中山間地を含めた未整備圃場及び水路等の整備促進を図る好機ではないか。

2点目、高齢化、農業の担い手不足が深刻化する現状下において、農水省が進める地域建設業等の農業参入を推進するお考えはないか。

3点目は、地域おこし協力隊を採用、活用して、現営農法人等の経営及び実務支援に参画させ、自己就農を目指し、うきは農業振興の一助をなす施策を提案いたします。

4点目は、農水省は農家の空き家等を活用した農業者の定住を目指した農家住宅のモデル地区を公募いたしておりましたが、市は応募をしたのかどうか。また、ふえる田園回帰志向の受け皿ともリンクした空き家対策として有効な施策と考えるのがいかがでございましょうか。

最後、5点目、農村地域工業等導入促進法の改正案が閣議決定され、集積農地に企業誘致及び農業振興が目的とされておりますが、早期に検討すべき戦略事業ではないかと思っております、この5点について御答弁をお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、うきは市の農業振興施策について、大きく5点の質問をいただきました。

1点目が農地バンクの優遇制度を活用した中山間地を含む農業基盤整備の促進についての御質問であります、国の平成29年度予算案におきまして、農地中間管理事業の重点実施区域等に

において、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積推進や高収益作物への転換を図るための計画策定、基盤整備、営農定着に必要な取り組みを支援することが打ち出されました。この事業におきましては、区画の拡大、暗渠排水、用水路等の更新整備等ができることとされております。

しかしながら、現段階で具体的な要領や要綱が示されてない状況であります。具体的な内容が判明次第、検討してまいりたいと考えております。

2点目の農業の担い手不足の深刻化に対応するための地域建設業の農業参入についての御質問であります。農業者の高齢化、担い手の減少は、農業を基幹産業とするうきは市におきましては大きな課題であり、特に中山間地である姫治地区におきましては喫緊の課題でもあります。

このような中、企業の農業参入につきましては、平成21年の農地法改正により、一層活発化している状況にあります。さまざまな企業が農業に参入する中、地域建設業の農業参入は国も重要な施策として位置づけており、積極的な推進を図っているところであります。うきは市におきましても、地域建設業の農業への参入は、農業振興や担い手の確保など、農業にかかわる課題を少しでも解決できる手段の一つとして重要なものであると考えております。

しかしながら、建設業の仕事と農作業とが重複する時期もあり、また人員や機材の確保等の課題もあるのではないかと考えられます。本件につきましては、市内の建設業関係者、農業関係者等との協議を通じて検討してまいりたいと考えております。

3点目が農業法人等での地域おこし協力隊の活用についての御提案であります。地域おこし協力隊につきましては、農業振興プランナーとしてうきはレインボーファームの事業推進メンバーとなり、うきは市の農業振興に携わってもらうため、平成29年度早期の着任を目指し、現在募集を行ってるところであります。

着任後は、地域コミュニティと連携した中山間地の耕作放棄地対策、農業の担い手支援、レインボーファームの推進事業の支援やトマト作業の業務に取り組んでいただくよう計画をしているところであります。また、将来的には就農し、農業の担い手を目指していただくようサポートしてまいりたいと考えております。

4点目の農家の空き家を活用した農業者定住施策についての御質問であります。農林水産省の農家住宅推進に取り組むモデル地区は、個別の空き家を整備活用するものではなく、農家住宅を含む魅力ある生活環境の整備に取り組む地区を選定し、農山漁村振興交付金を活用して支援を行うものであります。

この事業につきましては、公募の際に概要が示されておりますが、うきは市が現在取り組んでいる移住定住事業等との調整を図りながら取り組むべきものであると考えたことから、今回の公募への申請は行っておりません。しかしながら、うきは市に定住して農業を営む新規就農者の住

居として、農家の空き家を活用した取り組みは大変有効な施策と考えます。

現在レインボーファームで研修している研修生は福岡市にお住まいですが、近いうちにうきは市内の農家住宅を取得され、家族で定住し、就農する予定であります。今後とも、農家住宅を初めとした農村地域の持つ資源にかかわる情報をストックし、必要な方に提供できるよう努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

最後、5点目の農村地域工業等導入促進法の改正を捉えた戦略展開についての御質問ですが、農村地域工業等導入促進法の改正につきましては2月28日に閣議決定され、今国会に改正法案が提出されているところであります。

改正の内容は、農村地域の就業の場を確保するため、農村地域への導入促進の対象となる業種が従来の製造業など5業種に限定されていたものについて業種の拡大を図ることが大きなポイントとなっております。また、地域資源である農林水産物を活用して、6次産業化に取り組む企業に対して施設整備費用を支援することも打ち出されているところであります。

企業導入による雇用の場の確保は、人口の社会流出が大きいうきは市にとって、課題を解決する上で重要な戦略であると考えております。今後、うきは市の農村地域におきます産業育成・活性化を図るため、さらに情報を収集し、今回の法改正にかかわる対応のあり方について検討してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 御答弁をいただきました。

まず、最初の5つの質問のうちの1番と5番、具体的には改正が予定されてる土地改良法、それから5番目の農村地域工業等導入促進法、これはそれぞれ関連もございまして、改正案が2月の28日に閣議決定されまして、今国会に提出ということが大きく報道もされておるところであります。

この2案を考えるときに、財源が乏しいうきは市にとって、中山間地を含めて農業振興基盤を改革する格好の政策として、これを先取りしながらでも着手すべきじゃないかという考えのもとにきょう提案をいたしてるところでもございます。市長の答弁で、まだ要綱等が示されていない、もうそのとおりであります。ただ、やるとするならば、いち早くやっぱり手を挙げてやるべきだということで、冒頭に申し上げておきたいというふうに思っております。

それで今、うきは市の農業の課題というのは、繰り返して申し上げておりますけれども、後でお聞きしますけれども、要は平地の水田農業、毎日見ておりますけれども、未整備の農地がまだまだ多く現存をいたしております。それから、いまだに集積が進んでいないということが大きな原因だというふうに思います。

先ほど答弁がありましたとおりに、農水省は中間管理機構、いわゆる農地バンクが借り受けた、

借りた土地を農家の同意、負担なしで基盤整備をする優遇制度を、また企業を受けるための農地集積と集積による農業振興を目指した土地改良法と農業農工法を今国会で成立させるというふう
に明言をいたしておりますので、今や未整備の農地はただでさえもらい手がなく、預かり手もない
状況であるということは御承知かと思えます。特に狭くて、曲がりくねった非効率な未整備
圃場の地域が、水路等も昔のまま、汚泥等が堆積し、誰も泥上げをするような人もいません。そ
の現場は、熊谷課長の農林土木の係長のほうに現場を見ていただきました。御本人も驚いており
ますが、このような制度を活用しない限り、地権者が負担金を払ってまで整備する人は、もうま
さに誰もおりません。

これから急速にリタイヤする農業者がふえ、この制度を活用してでも対策を急ぐ必要がござい
ます。その上で、中山間地を含めて、これら国の政策を活用した構造基盤の整備に着手する、ま
ずは意思があるかどうかを、再度市長に確認したいと思えますので、御答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の法改正の大前提として、昨年11月29日に農業競争力強化プ
ログラムが策定されました。そして、その中でより一層の農業改革、農協改革が求められること
になりました。その一つとして、本当に画期的な話だと思うんですが、今までの常識にない、つ
まり農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担、同意を求めずにこういう事業を
やるという話が大きく2種類出てまいりました。

一つは、突発的事項に対応するもの、これは割かしすんなり我々にとって非常にありがたい話
ではないかと、このように思いますが、もう一つは、今議員御指摘の中間管理機構が絡む区画の
大規模化でございます。

こちらについては、果たして農業者の同意を求めずにこういうことをやる、非常にありがたい
話なんですが、一方、土地をお持ちの方から見ればかなり不安な材料があるということで、私も
非常にこのことは大きな課題だと認識しておりまして、国あるいは県に、ことあるたびに早く詳
細を示してくれというお話をさしていただいておりますが、現時点に、うきは市のほうには詳細
なスキームというんですか、そういうのはおきてない状況であります。しかし、議員が御指
摘のように、かつてない新しい発想での施策でありますので、しっかり情報をキャッチして、前
向きに対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、具体的なことを熊谷課長にお聞きしようと思ったんで
すが、時間ももう、この場合の時間は早いですね。市の所管の課のほうから農地の整備状況の地
図をいただいております、大方理解できます。ただこのまんまでは、もう間違いなく放棄地に
なると。

この間から土地の地権者が福岡にいらっしゃる方がお見えになって、何とか処分したいということで、最初は金額の提示がありました。ところが現状を話しました。そしたらびっくりされて、もう今はただでももらい手がいないというのは、まさに私も何軒も可能性がある人を探りましたけれども、ただでもいらんという現実であるということで、ぜひこの機会を、チャンスを逃したら、いよいよ農業基盤というのは、もうあと打つ手がないという現況でありますので、しっかりと着目して、前向きに取り組んでいきたいという答弁いただきましたので、時間の関係で、またこの点についてはそういうことでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

関連して、熊谷課長が今期で退職をなさいます。そこで、課長との約束でございます農業者の意識調査、いわゆるアンケート、ようやく実施の運びとなりました。ありがとうございました。全農業者を対象とした本調査は、農業者の高齢化や担い手不在など、今後農業を、所有する農地を現実かつ具体的にどうしようと考えているのかが、うきは農業構造改革の基礎をなす重要な政策データをなすものであります。今後の政策展開に大きな期待が持てますし、総務産業常任委員会ではことし8月、でき得れば農業関係者も御出席をいただき、調査に基づくうきは農業振興政策に関する検討を行うように予定をいたしておるところでもございます。

そういうことでありますので、今回の調査は、ぜひ先ほどの農地の基盤整備についても、あらゆるものに政策活用ができるということを期待いたしておりますので、その結果を待ちたいというふうに思います。

そこで、次に、建設業の農業参入の、これも大きく農業新聞のほうに掲載が続いております。やはりこの建設業というものを活用するという意図には、やはり企業等の参入がどんどん進んでいます。特に、この間報道があったのは、鹿児島銀行が農業参入で、銀行員が農業をやっているということが大きくテレビで報道をされておりました。やはり地域の地方創生、いわゆる地域が生き残っていくためには、やはり基本は農業だという頭取の決意のもとにそういう動きが始まっております。

そういう意味で、この地元建設業を農業に参入させるというのは、やはり地元において農地の貸借、利用権の設定、いろんな面で信用ができるというのが一番そこに考えの基本があるようでありますので、そういうことを着目して、農水省は鋭意進めているようございまして、全国的に建設業の参入促進を進めておりますので、もうぜひこれはここだけの話に終わらずに、建設業の経営実態もなかなか難しいものがありますし、やはり重機とか機械関係とか、いろんなものというものを保有してありますので、そういうものいかに平地農業のみならず、中山間地、それから林業の関係も含めて、やっぱりその辺を実体的に手を打っていくべきだというふうに思っているところでございますので、この辺についてもしっかりと政策的に対応をいただきたいというふうに思っております。

それから、きょうのポイントの大きなお願いの一つは、地域おこし協力隊を29年度にレインボーファームに配置いただくということは、もう御報告いただいて承知をいたしております。そういう、特にやっぱり必要な政策でありますけども、今うきはの農業母体を運営しているのは、浮羽町に4つの法人、平地の関係です。それから、吉井町は株式会社みずほファーム、これが表面だった組織体、経営体として成り立っております。あとは機械利用組合、個人、認定農業者等で動いてるのも事実ですけども、今現状の課題を、私ども浮羽町の4つの法人を見るに、組合長になり手がいない、組合長みずからがもう現場の一つの労務員として働かなければならないという現実です。

しっかり人を集めようとするんですけども、なかなかもう農業に無関心な現状からして、現に経営のみならず、実態が困難な状況になってますんで、ぜひそういうことで、まずはそこに農業基盤とするという観点のもとから、レインボーファームのみならず、まずは4つの法人のほうに、レインボーファームのほうでその人材を確保して、その場に派遣するという方法もいろいろあると思いますけども、その辺をぜひ現実的に対応を図っていただきたいというふうに思います。

もう全国で地域おこし協力隊も4,000人を超えるという報道もされております。まだまだ今から展開が動いてくるものだというふうに思いますし、そういう方々が地元に基づいて移住の一つになりますんで、非常に効果のある政策だというふうに思いますんで、今一度そういう考え方を進める決心があるのかどうかをお伺いをしたいと思います。具体的をお願いしたいと思いません。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御案内のように、地域おこし協力隊、今うきは市は、福岡県下60市町村のうちで最多の10名を採用してるところであります。今度3月、今月末をもって5名の隊員が卒業して、非常にありがたいんですが、全員がこのうきは市に定住をするということになります。そして、その後任といっちはおかしいんですが、次なる地域おこし協力隊を今6名募集するというので、手続に入らせていただいております。全て採用することになりますと11名になりまして、さらに福岡県下の中では突出した地域おこし協力隊の活用ケースになるんじゃないかと、このように思っております。

ただ、いい制度であるんですが、財政負担も特別交付税でいろいろ補填していただけるというお話なんですけど、それが完全に100%特交の中にカウントできるのかっていうのは非常に見えないところもありますので、やはり青天井に地域おこし協力隊をふやしていけばいいという問題ではない。限られた財政、限られた中で、どう効率的に配置していくかというのがやはり重要になってまいりますので、まずはうきはレインボーファームに配置をして、その隊員の活動等の状況なんかも見ながら、議員御指摘のことについてはしっかり検討していきたいと、このように考

えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確かに数の問題もありましようけども、もう数は私は問題じゃないと思います。日田のほうにも30人という人数の、自治体規模も違いますけど、逆にこういうものを打ち出すことによって、やはり地方創生の本質を打ち出すという観点からも、数が多い云々という理由じゃなくして、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そこで、一つは昨年第2次うきは市総合計画、総合戦略もそうでございますけども、総合計画の中に農業の団地化というものをに入れていただきました。御承知のとおり、来年度末をもっていわゆる減反の廃止、10アール当たりの直接交付金の7,500円が廃止になります。これを新聞等で読んでますと、いろんな動きの展開があります。いかに転作をして、今後米価はどんどん下がっていくだろうというものを踏まえて、いろんな戦略が全国的に展開されております。

それから、市長が打ち出したうきはのテロワール、非常にいい政策だというふうに思っておりますが、これを具体的にどう展開しようとするのが新年度の一つの命題であろう、テーマであろうというふうに思うんですけど、そのあたりの動きが政策的に見えない。先ほど申し上げましたとおりに、基幹産業、フルーツ王国、テロワールという言葉はしっかり耳にしますけども、具体的なものがほとんど動きがない。だから、うきは市には農業政策がないという捉え方をせざるを得ないということできょうは質問をいたしておりますんで、まずは減反の政策に伴ういわゆる団地化、大豆を中心にした団地化でありますけども、それとテロワールの今からの転作、これを具体的にどう展開しようとしているのかをお尋ねさしていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、昨年11月29日の農業競争力強化プログラム、この中で一層の農業改革が求められてる最中、そしてまた議員御指摘のように、長年定着しております減反施策がいよいよ平成29年度で終わるといって、本当に農業にとって大きな転換期を迎えております。

それに対応すべく、平成29年度の当初予算案では、農業予算に積極的に取り組む積極予算を組まさせていただいてるところであります。そういう中で、農地の大規模化等々も第2次総合計画の中ではうたわしていただいておりますので、しっかり対応していかなくてはならないと、このように考えております。

一方、議員御指摘のうきはテロワールでございますが、うきはテロワールでうきはの農業がすぐさま活性化するというものではなくて、むしろうきはテロワールは、農業の主人公はあくまでも農業に従事される農家の方であります。その農家の方の背中を押してあげたい、自信をつけさしていただきたいと、そういう思いでうきはテロワールというのを今呼びかけをさせていただ

ております。

昨年は、まず職員みずからがこのうきはテロワールを認識しないと裾野まで広がらないのではないかということで、各課ごとに説明会を3カ月ほどかけてやってまいりました。ことしは、農業に携わってる方あるいは農業に携わってない市民の方にも、このうきはテロワールを聞いていただきたいということで、今いろんな機会を捉えて説明会を設けているところであります。

つい先日は、JAにじの役員研修会で100人以上の皆さんがお集まりになりましたけれども、ぜひうきはテロワールの話をしてくれということでありましたので、ちょっとお話をさしていただきました。また、その話で結構意味するところあるもんで、ぜひ女性部だけの集まりを催すもんで、またその場で説明をしてくれというふうな話も今伺ってるところであります。

時間はかかるかもしれませんが、しっかり丁寧うきはテロワールを説明して、やはり農業に携わってる人、農業に直接携わってない人でも、このうきはにはこれだけすばらしい地域資源があるんだということをおわかっていただいて、それを胸にお一人お一人がまさにまちおこしの主人公となって、いろんなことにチャレンジしていただけるような、そんなまちづくりにつなげていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確かにそう簡単にいく話ではないということは承知をいたしております。ただ、地方創生、ルネッサンス総合戦略の中で、私が着目している大きな3つというのは、レインボーファームの設立、それから道の駅に一緒になってる総合商社の設立、もう一つが今のテロワール、この3つに大きく期待をいたしております。

ただ、きょう御答弁もいただきましたけど、なかなかいい返事といえますか、政策的に、さあ、やっていかないかんというような勢い、気概も聞こえてきません。それだけこの現実を市長がどう見てあるかということになるんですけど、その一つが、もうこれも課題ですけども、民主党政権になる前に、品目横断的経営安定対策という政策のもとに、浮羽町の4つの法人が生まれました。そして、その動きの中でうきは市の第1次総合計画、それからこれも持ってきてますけどもJAにじの計画、これはもう数値等は整合されてると思いますが、今の法人を倍にする。今は4ですね、浮羽町ですけど、倍にすると。これはもう両方とも、農協のほうも書かれておりますけども、24年からですから、もう5年間計画はゼロです。

もう全国の法人化というのはすごい勢いでふえてます。そして、その法人を今動きとしては統合して、経営体をもう少し合理化して推進するための、それからネットワーク化、いろんな動きが展開をしますけども、うきは市はこの5年間全く動きはゼロです。問題は基盤整備の問題、そして転作等の計画進展、そしてこういう経営体の拡充、全くといっていいほど動きがないということをはっきりこの場で指摘をさしていただきたいというふうに思うわけであります。

ですから、時間をきょうは40分を農業問題にとって言いたいことはいっぱいあるんですけど、最後に、最後の現実問題として、これは伊藤議員からも現実的な話をよく聞くんですけども、今や農業を振興させる、特に果樹については人手が必要です。そのためにはいかに人材を確保するかという現実課題が横たわっておりまして、これはもう全国的な、日本全体の人口減少に伴う課題としてクローズアップされております。

これは、この3月、今月の2日に福岡の博多サンヒルズホテルで、市長も議長も御一緒に御出席いただいておりますけど、この中で、傍聴者の皆さんもいらっしゃいますから、3つほどこの要点についてお話をさしていただきたいと思っております。

九州農業白書からのお話でございましたが、うきは市とも食の関係で協定を提携してる中村学園大学の甲斐論学長が講演者でございました。なかなか引きつけるお話でございまして、主だった話は、一つは、福岡県というのは福岡都市圏がありますんで、農業の産出額は案外低いのかなと思って、そして佐賀県は農業王国だと思ったんですけど、産出額ははるかに福岡県が多いんです。その認識がちょっと私も甘かったというふうに思っております。

それから、今農業のお話を市長としてますけども、農業1経営体の当たりの経営収入、これは例えば、農業を1町ぐらいしよるの例だと思うんですけども、年収粗利が260万、それから経費がそのうちの211万、とにかく所得は52万円という現状で、これで農業が成り立っていくはずがないというお話でもあります。特に収益が多いのは、転作の話しましたが、野菜、それから果樹等については、やはりその額が大きく変わってきます。だからもう野菜類に転作を、どんどん推進をなささいというのは、市長もJAの川原組合長もしっかり言いますが、現実が伴ってなかなか動かないというのが現実です。

そこで、野菜の話がありましたけど、とにかく1日に日本人が摂取すべき野菜の量は、1日350グラムだそうでございます。その中で福岡県はワーストランキングに上がって、全国47都道府県のワースト8位、男が野菜を食べる量のランキングが。女性が下から4番目です。先生がおっしゃるのは、若者の野菜離れ、これががんが多いと、野菜は安いがんの薬だと、若者の野菜離れが病気の原因ということをはっきりおっしゃっております。なるほどなというふうに思ったところであります。

そういうことの興味のある話がどんどん続きまして、結論としては、今農業経営、営農で成功している例が幾つも出されました。近くでは小郡市の話です。ハウスの園芸でもありますが、野菜を栽培して、27年度の販売額は2億3,700万ということでもあります。ちょっと規模は省略しますが、そこで社員はわずか6名です。そして、実習生といますか、作業をする方々の外国人も、フィリピン人5名、中国人1名と。今はこれをやらないと経営が成り立たないという現実にありますんで、ぜひ市長にお願いしたいのは、これはもううきは市も現実だと思

ます。フルーツ王国なりをいかに厳然と保持していくためには、これは避けて通れない現実だと思います。

それで、伊藤議員とも話してましたけども、2つ。一つは、このうきはの魅力、田園回帰というものも大きく躍り出てます。それで、果樹あたりの農作業というのは、季節のいい4月から5月が、柿でいえば摘蕾、すると秋の非常に気候のいいときが収穫、この時期を逆にコラボして、都市部のそういう方々を人材バンクを設けて、そして登録してそういう方々をうきはに迎え入れて、一定の季節的な収益とうきは市を満喫すると、そういうことを考えていただいたらどうかというのが一つです。

もう一つは、それだけでは補えませんので、やはり甲斐先生から話がありましたとおりに、タイやベトナム、やはり良質の人材がいらっしゃいます。そういう方々を、公的機関ではなかなか難しいから、NPOあたりを立ち上げて、人材バンクで、できれば4市2町の広域圏の業務として、市長から組合長会議あたりで話していただいて提案いただいて、そこの受け皿をつくっていただくことも提案の一つと思いますが、いかがでございましょう。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 大変意義のある御指摘だと、このように認識をしております。私もかねてからうきはの大きな課題の一つに、これは農業あるいは健康福祉にもつながる話なんです、うきは市は非常に野菜生産が少ない、そして、特に道の駅うきはについても、出荷物として野菜がすごく少ないというのは、もう常々佐藤社長のほうから御指摘をいただいている現実があります。農業の町でありながら、なぜここまで野菜生産が少ないのかという問題の中に、もう一つ、福祉健康面でいきますと、うきは市民の皆さんの野菜の摂取量、特に繊維作物等の摂取量がすごく低くて、データの驚いたんですが、東京都民よりも野菜をとっていないというのがデータ的にはっきりしております。それと比例するがごとく、生活習慣病になられる方が非常に全国平均よりもうきは市は多い。それだけ医療費、介護費がかかっているという、こういう現実があります。

片や、議員が御指摘されているように、平成29年度末をもって長年続いていた減反施策が終わりを告げますと、今後我々がしっかりしないと、なお一層この条件のいい平坦地においても耕作放棄地が出現するんじゃないかと。もう今こそやはり野菜づくりを訴えていかないとならないのではないかと、常々JAにじの川原組合長とそういう話をさせていただいて、具体的な施策を打っていこうと、こういうことをお話させていただいているところであります。

ところで、課題は、議員御指摘のように、野菜をつくれればつくるほど、人手というか、労働に従事する労働者の確保が大きな課題になります。甲斐先生のお話は、江藤議員と一緒に私も聞かせていただきました。あのとき、全国各地の野菜づくり、あるいは農業作物づくりの成功事例と

して、全てにわたって労働力の確保が、外国人技能実習生を確保してという例をお聞きいたしました。なかなか外国人労働実習生等あるいは留学生等を受け入れるには、何かちょっとした抵抗はあるんですけれども、よもややはり全国的に目を移すと、こういう外国人の技能実習生あるいは留学生の力を借りないと、なかなかこの農業産業がうまく好転しないという事実もしっかり勉強させていただきましたので、議員御指摘の話は非常に示唆に富んだものだと、このように考えておりますので、しっかりなるべくまた検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、農業を締めくくりたい、もう時間が予定40分、あと13分しかありません。

最後に、新聞では報道されている「柿をうきはからタイへ」というお話を、皆さんも御承知のとおりです。

先般、広域圏の議会のときに、久留米の市長と話す機会がございまして、これはもう議長もお聞きになったそうでございますが、このお話で、久留米市が市長、議会のほうでタイのほうに行かれたそうです。目的はちょっとほかにもあったそうでございますけれども、うきはの柿、特にタイでは、もう富有柿に限らず、硬い柿とイチゴ、この2点をぜひ、もうものすごい人気だそうです。旧浮羽郡にまたがりますけれども、11人の方が、高浪さんというタイの、いわゆる商社関係の仕事をした方、小塩の方ですけれども、その方がもう農協を通さず直タイに輸出するというので、成功例の一つのはしりとして、今、大きく関心があります。

これはちょっと裏話ですけど、この話は、JAのほうに話を持っていったそうです。ところが、実務者レベルで断られたということの話を聞きました、ある方から。だから、言いたいのは、やはりこういう現状、現実というのを、所管の農林振興課のみならず、やはりこういうものをしっかり現実を捉えながら考えていかないと、結果的には、そんな話は非現実ということで、ぼんと蹴るような話に終わってしまうと。たまたまこういう人たち、自分たちでやるぞという結集隊ができたから実現するんであって、そういうことを強く思いましたので申し上げて、農業問題の主たるところは、ちょっとこれで閉じさせていただきます。

次に、2点目が、荒廃林の活用について。

妹川など放棄竹林の竹を再生原料として、竹繊維とプラスチック加工や、竹チップ・竹炭による土壌改良等の研究と実用化が進んでいるが、市の対応をお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま荒廃竹林の活用について、放置竹林の竹を活用した統計についての御質問をいただきました。

うきは市内の放置竹林面積は、推計で165ヘクタールあると見込まれており、また、杉・ヒノキ等の人工林への侵入林も加えると、手がつけられない竹林がまた多く存在するものと思われます。

このような中、妹川地区におきましては、樹木粉碎機を購入し、竹チップを茶園の定植後のマルチ材や土壌改良材として利用をしております。また、地区によっては、竹炭や竹酢液の商品化にも取り組まれておりますし、シルバー人材センターでは、竹チップをオリーブ植栽地に敷き詰め、防草材として利用をされております。

このように、竹の活用にかかわる動きが出てきているものの、現状では、放置竹林の竹がほとんどが活用されていない状況であります。議員御指摘のように、竹をチップ化して堆肥として活用する方法はあろうかと思いますが、伐竹、集竹搬出、チップ加工、運搬等に係る経費につきましては、森林組合の試算では、10アール当たり100万円程度かかるとの積算が出されております。継続的な事業として推進していくためには、コストの問題が解決されませんと、なかなか厳しい状況にあるのではないかと、このように思われます。

しかしながら、放置竹林対策は、うきは市の森林資源の健全な育成、山間部の防災対策にとって非常に重要なものでありますので、今後さまざまな側面から調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。

実は、ことし入って1月の28日、これは筑後版にも大きく出ておりましたけども、「自治体・地域住民のための「竹林徹底活用術」」というタイトルで、久留米大学ホールで、「経済林としての適正管理を通じた豊かな生物多様性の保全と継承」いうテーマで講演がございました。もう近隣の自治体、特に、久留米市のほうの高良山の放棄林、相当拡大して、それも一つの大きなテーマになっているんですけど、それを、竹をいかに有効に生かすかということで、竹の力ということで、これは資料です。竹は豊富ですばらしい資源、竹と蒸気が——蒸気ですね。高圧蒸気が出会ったら、竹繊維を取り出す。竹とプラスチックが出会ったら、強度強化、帯電防止、道路の有効活用、そして未来の自動車に活用、軽量化、低燃費、低炭素化、高性能、高機能、こういうメリットが幾つもあるんです。これを聞きにいったんですが、ほかの自治体からは、もう久留米を中心にほとんど自治体来とったんですけど、うきは市はゼロです。やはり関心がないのか、もう私でさえちょっと飛んでいったんですけど、誰か職員の方来していると思ったら、ゼロでした。

そういうことで、もう八女のほうにもここに基づいた工場も新設されて、もう稼働しております。特に、北九州の研究所のほうで九州工業大学が中心になって、この開発を進めておりますので、確かに妹川を見ると、もうかなりタケノコの、タケノコ祭りのときだけは一つのきれいな園

がありますけど、ほかはもう荒れ放題です。防災の危険もあります。ですから、そういうものを含めて、やはりうきはブランド推進課のみならず農林振興課もそうですけど、やはりやるべきは、重点性があるから優先順位があるにしても、何もしていないのと……。だから、協力隊の小崎さんにこれを、資料を一つ差し上げました。そしたら、まだ指示も受けていませんからち、これ大事ち思いますけどちいう回答で終わりですよ。だから、この辺が、市長はそこ行っているから、職員がどう受け取るかですよ。この体制が、まだうきは市にそこがないとこが、一つの農業政策もおくれているちゅう課題ですよ。いつも同じ話をぐるぐる回すだけで、何も現実には動かない。もうやめてほしいと思います。

じゃあ、時間ありませんから、最後の1問に移ります。

最後は、ジビエ振興について。

鳥獣害被害に悩む近隣自治体、うきは市、朝倉市、東峰村ほかと連携して、国が推進するジビエ対策に取り組む考えはないか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまジビエ振興について、近隣自治体と連携したジビエ対策への取り組みについての御質問をいただきました。

平成27年度における鳥獣被害の状況につきましては、推計で2,070万6,000円の被害額、捕獲数イノシン328頭、鹿18頭となっており、年々増加傾向にあります。

議員御質問のジビエ対策とは、捕獲した野生鳥獣の肉を食肉として加工・販売、さらには飲食施設などでの活用を図っていくことと認識をしております。ジビエとしての活用を図るためには、まず食肉加工施設の整備が必要となりますが、採算面などの経営的な面から見て、うきは市単独での整備につきましては厳しいものがございますので、現在、慎重に検討をしているところであります。

このような中、東峰村におきましては、平成29年度事業として、ジビエ加工の計画をされているとお聞きしております。また、日田市におきましては、今年度、ジビエでつなぐ森と町「ひたジビエ」ブランド化事業として、地域再生計画の認定を受け、地方創生推進交付金事業として、ジビエの積極的な活用に関する取り組みを開始されております。このような周辺地域での取り組みを見据え、広域的な連携を視野に入れながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もう時間、あと3分です。

ことし1月のJAの賀詞交歓会の席上で、市長も御承知のとおり、福岡県朝倉農林事務所の関所長さんとお話する機会をいただきました。この話しましたところ、もう東峰村、朝倉、うきはぐらいで一つの拠点をぜひやってくださいということで、確認してお別れをしておりました。東

峰村の話も、こないだ議長からもありました。早速、東峰村のほうでは、過疎振興対策で優先されるのかなという思いもあるんですけど、もう聞く時間もありませんもんですから。

今、福岡県にこの施設を持っているのが、糸島、宗像、田川の添田、京都郡のみやこ町、この4つが福岡県にあります。筑後地区ではまだございませんけど、ぜひジビエということも、被害対策も含めて、有効な振興対策の一つであろうというふうに思いますんで、どうぞ一つ一つ確かな検討審議をして、実現をお願いしたいというふうに思います。

あと2分残っていますんで、総括して、副市長、何かよかったら答弁していただけますか、農業問題等々を含めて、市長、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 吉岡副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、江藤議員から御指摘いただいた農業問題に係るさまざまな課題ですけれども、これは市長が答弁したとおりに、非常にうきはにとってやはり重要な課題であると認識しながら、対応を図っていききたいというふうに考えております。

今、地方創生の関係でも、いろいろ国の推進交付金等を使った事業を進めておりますけれども、その中でも農業にかかわる問題、これを最重要なことと捉えて、特に福岡県との連携を含めて、活性化に向けてこの対応を図っていくということで事業を進めております。引き続きこの対応を強化して、そして、うきは市の農業活性化に結びつけていくように対応を図りたいと思っております。

以上です。

○議員（7番 江藤 芳光君） 終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、1番、岩淵和明議員の発言を許します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 先月、学童保育の件については、一般質問させていただきましたけれども、改めて今回、子供に関する件について、学童保育及び就学援助、それから、医療費の助成についての子供関係についての質問をさせていただきます。

特に、1番目の学童保育関係のことについて、前回も質問しましたが、そういう意味では、運営指針についてお尋ねさせていただいたんですけども、お答えの内容は、詳細な検討を行う必要があるという、入り口で終わってしまったということでございます。この支援というのは、やはり中身、質の問題だというふうに思っております。そういう意味で、質の確保をどうするかという大きな課題、うきは市の学童保育に携わる関係者が共通認識ができるのかどうかという

ことが、大きく問われているのかなというふうに思っています。

そこで、第1点目の学童保育について改めてお尋ねしたいと思います。

1点目、うきは市学童保育健全育成事業の課題についてということで、1点目、厚生労働省が示す運営指針及び、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第4条、これは最低基準の向上という点だろうと思いますけども、に示されている設備・運営の向上との関係の見方をどうお考えなのかを伺いたいというふうに思っています。

2点目が、学童保育事業を委託する事業者について、第5条、これは学童の一般原則を示したものですけども、係る基準との関係で、どのように条例を遵守するように、この間、指導をしてこられたのかお尋ねしたいというふうに思います。

それから、3点目は、委託する事業者に対して委託基準額が引き上げられて、この間、事業費は増大しております。事業者の予算配分や使い方指導についての、どのような基準を示して指導をしてきているのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、4点目、利用料に対して、生活保護世帯や就学援助世帯に対する減免・減額制度について、制度設計を改めて求めたいと思っておりますが、所見を伺います。

それから、5点目、現在の要綱についての指導ではなくて、条例化して法的拘束性が、あるいは公開性、透明性を担保するということが必要だと思うんですけども、その辺についての見解をお尋ねしたい。

以上、5点お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市放課後児童健全育成事業の課題について、大きく5点の御質問をいただきました。

まず1点目が、厚生労働省が示す運営指針と、うきは市の学童運営基準条例の示す設備・運営の向上との関係についての御質問であります。うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第4条に「放課後児童健全育成事業を行う者は、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならない」とあります。設備の基準につきましては、第9条に「放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない」とあります。また、厚生労働省が示す放課後児童クラブ運営指針第6章におきましても、同様の事項がより細かく明記されているところであります。うきは市に放課後児童健全育成事業の施設整備等の責任があることは認識しておりますので、最低基準に達していない場合、区画面積の確保、支援単位の児童数になるよう改善を図ってまいります。

2点目が、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の遵守に対する指導についての御質問であります。この条例の施行日は平成27年4月1日ですので、平成27年2月26日に、学童保育所保護者会役員及び主任指導員を対象に新条例説明会を開催しております。この説明会の中で、条例に基づいた規定のモデル案を示し、各学童保育所の実情に合わせて作成していただくよう依頼をしております。

第5条第3項及び第4項であります。各学童保育所においては、発足時より毎年1回または2回の定例総会を開催しており、小学校校長、PTA会長、地区自治協議会にも案内を行い、学童保育所の運営内容について説明をしております。しかしながら、一部に対応していない保護者会もございますので、今後、指導の徹底を図ってまいります。

3点目が、事業者の予算配分や使途に対する指導についての御質問であります。学童保育所保護者会の役員は毎年交代をしておりますので、会計をされる方のために、うきは市学童保育所事務マニュアルを作成しております。マニュアルに基づき、損害賠償責任保険の加入、労働保険への加入等について指導を行っております。

障害児受入加算につきましては、対象児童にかかった実費を補助対象としており、実績報告で確認をした上で精算を行っております。予算に係る基準は示しておりませんが、運営負担の考え方として、運営費総額の2分の1を保育料で賄い、残りの2分の1を国・県・市の負担となるよう指導をしているところであります。また、予算配分につきましては、支援員の給料手当を最優先するようお願いをしているところであります。

4点目が、利用料に対する減免・減額制度についての御質問であります。福岡県が平成29年度より学童保育所保育料減免・減額制度を導入する意向であり、これについて、2月24日に説明会が開催されたところであります。減免減額制度につきましては、県の動向を注視しながら、学童保育所保護者会とも協議を行い検討してまいります。

5点目が、要綱による指導ではなく条例化すべきではないかとの御提案であります。うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定され、うきは市放課後児童健全育成事業実施要綱との間で、用語の使い方などが一致しない部分もありますし、学童保育所保護者会の責任も大きくなっておりますので、学童保育所に対する指導につきましては、現状に即してしっかりと対応を図っていくことが重要であろうかと認識をしております。

今後、設備の最低基準を満たすための対策について、早急に対応を図る必要があることや、学童保育所保護者会以外の事業者の参画についても検討が行われております。このような動きのある中、うきは市にとって最適な運営方法を構築できるよう、今後、条例による指導も含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、再質問ということになりますけれども、今、回答をいただいた5点についてでありますけれども、まず、認識の違いが第1点目であります。私は最初に口頭で申し上げましたけれども、運営指針の内容については、質の確保が大事だと言っているんですね。質です。ですから、ハード面からの質の問題じゃなくて、ここに……。市長、読まれましたか。まず教えてください。これを、運営指針を、厚生労働省の。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いっときも欠かさず……。 （発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） これは望ましい、全国共通にして全国が一定の水準で指導できるようにつくったもので、その前に平成19年度につくられたガイドラインというのがあったわけですね。そういうのも含めて、それを見直して、今回法律の施行に基づいて見直したということなわけです。

ハード面の問題で言えば、運営にかかわる基準の条例について言えば、3つ保留をしていますよね。当面对応しないということで、1つは、学童の人数の問題、40人以下という問題ですね。それから、2つ目が、それを支援する、従来指導員というのが、支援員の資格について、これは平成32年まで延期します。これは期日も書いています。最初の1点目の40人は、当面と書いていますけど、期日は書いてありません。それから、3つ目は、スペース。1児童当たり1.65という。これを延期するという。それ以外は、延期のえの字もないんですよ。

ここで言う指針の問題というのは、質の問題なんです。私が言いたかったのは。指導の仕方、あり方、それから、どういう方向を目指してやるのか。課された課題は、支援員の、何とかな、基準というか、どういう人が当たるかということですね。それは、県の研修を受けてやらなければならない。県の研修、何時間かかるんですか。16科目24時間ですね。そういう意味で言うと、じゃあ、学童保育、その研修を受けた支援員さんだけでもつのかと。そうじゃないと思うんですね。それに事に当たる運営する側の運営方針というのが大事になってくるわけですよ。だから、委託しているわけですよ。だけど、委託するというのは、委託する権限はうきは市にある。事業責任者はうきは市ですよ。市長、これは、私の言っていること当たっていますか。確認します。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） そこで市のほうから委託するわけですから、委託者としての責任は十分にあると、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そこで、伺いますけれども、今、うきは市の学童が一定の水準を確

保しているのかどうかという認識をお聞かせいただきたいということと、それから、もう一点目。今、要綱で保護者会あるいは社会福祉法人としています。前回答弁された、公設民営として保護者会に委託しているという市長答弁されましたけども、育成事業を行う者が委託しているのは、保護者会ということで確認できますか、改めて。2点。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 福祉事務所長の秦でございます。

今、2点御質問をいただきました。一定の水準を確保しているのかということでございます。放課後クラブの運営指針のほうが、27年4月1日から出ております。確かに議員おっしゃるように、今までの保護者会の運営から物すごくレベルが上がった運営指針だと私は思っています。それに近づけるように、昨年4月、昨年度より保護者会あるいは支援員さん等の会等を含めながら、足して確保していくように指導をしているところでございます。

それとあと、条例に言っている保護者会、委託をしてあるのは、うきは市におきましては、社会福祉法人と保護者会のほうに事業の委託をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 一定水準に達しているかどうか否かということをお尋ねしたわけでございます。曖昧なちょっと答弁だったというふうに思っています。もう一回。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 現状のところでは十分な基準に達しているとは、私のほうは認識はしておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そこで、お尋ねします。第5条のその指導で、先ほど市長の答弁にもありましたけども、総会等に地域の方々を呼んでおられるというふうに伺いました。それはそれとしてありますけども、第5条ですね。地域の方々の参画の問題のあり方についてですけども、総会に来るのではなくて、一般的には運営にかかわるというふうに書いてあるんですね。交流、連携、運営の内容を適切に説明していく。説明というか、一方的に説明すればいいということじゃない。ほかの学童では、協議に参加させているんですね。それは承知していると思うんですね、ほかのところの。そういうスタイルをやっていく、要するに、保護者会だけの運営に任せるのではなくて、関係者が一堂に会して学童の保育について考えていく、そこが質の問題だと

いうふうに私は思うんですね。それを示しているのが、運営指針の中身だと思うんですよ。

なぜかという、小学生1年から6年まで対象なんですね。この時期というのは、非常に発達段階ですよ。1年生と6年生というのは全く違いますよね。そういう発達段階に応じた主体的な生活が可能となるような健全な育成の事業なわけですよ、学童保育というのは。幼稚園だったら何歳児、何歳児というグループにします。それとは違うんです。1年生もおれば3年生、4年生、高学年もいると。その中で指導員がどういうふうに指導していくか。それぞれの子供たちの発達段階に応じた対応、これがこの指針に書いてあるんです。そこを深く理解しないと、質の向上にはつながらないはずなんです。しかも、今、福祉事務局長が一定水準まで達しているとまではまだ言いがたいということでしょうから、それを目指すべき課題について見通しがなければ、どう進めようとするかという計画性も出てこないんじゃないですか。だから、私は、この間、運営指針をつくるべきではないかと。運営指針について学童にかかわる全ての方々が参加して、意見交換をして、どういう学童を運営していこうかということを保護者会と一緒に話すべきじゃないかと。だから、運営協議会みたいなところに参加すると。そういう体制を構築すべきではないかと。それは特別なことではないんです。ほかの市町村がやっているところでは、既にそうしているわけですよ。福祉事務局長は、そのことについては御存じですよ。お答えください。市長、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務局長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務局長。

○福祉事務局長（秦 克之君） まず、放課後児童クラブの運営指針の問題でございますけれども、これは県に確認をいたしましたところ、既に国で定めてあるということなので、改めて市町村のほうで放課後児童クラブの運営指針をつくってもいいけども、つくらなければならないということはないという回答を得ているところでございます。

それと、議員がおっしゃることはわかります。ただ、私もこの放課後児童クラブ運営指針を読みますと、これはもう議員おっしゃるように、保育所、幼稚園、学校、そういうところのレベルに来てある問題でございます。特に、児童個別の発達状況を見ながら指導をなささいという点は、もうこれは、現在の保護者会のほうが運営をやっておりますけども、そこまで把握できるようなことではないというように認識をしているところでございます。ですから、もう議員がおっしゃることはわかりますけども、それに徐々に近づけていくよう、先ほども申し上げましたように、保護者会との協議も詰めておりますし、また支援員さんとの研修会、これはもうずっと合併して以来、研修会は続けておりますので、そういうことも続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今の到達点の限界について今おっしゃられましたけれども、今回の条例、条例って法律ですよ。だから、法律で書かれたことをどう目指すのかということじゃなくて、さっき言いましたように、当面適用しないという項の附則で言われているのは3点だと。それ以外は、やらなきゃいけない基準なんですね。だから、今の言いわけというのは、厳密な意味でいうと、通らないはず。それをせにゃいかんということなんです。そのためにどう構築していくかということ、今は過渡期だから、それはそれでみんな一遍にはぼんとワープするわけにいかないんで、それはそのとおりだと思います。ただ、そのことの認識が大事だということをおっしゃっているんです、私は。そのために、運営指針というのは質の確保、さっき第4条で言っている向上という、どういうふうに向うのかということの方向性をきちんと行政側が把握して、そして、その執行をするために、事業を行うために指導をするかどうかというスタンスの問題だと私は思います。そこを少し強調しておきたいというふうに思います。

実際そういう意味では、さっき言いましたように、支援員さんたちは24時間16科目の研修、そのために受けているわけですよ。しかも今おっしゃったように、この間、国が定めた基準額に基づいて、それぞれ資金が出てきているわけですよ。予算が出てくるわけですよ。認定されてきておるわけですよ。したがって、そのことの補助をいただいているお金も含めて、その基準を、法律を守っていくということを前提にしてやられているわけですよ。当然数字が、例えば、人数が割ったり、開設日数が下回ったら、金額は返さなきゃいけないとかというのはありますけども、質の問題でも同じようなことが言えるわけですよ。そのことをやはりきちんと覚悟するというか、条例をやはり施行していくという立場でやってほしいと強く私は思います。

今、言いましたように、児童の発達段階において、おおむね3つあるわけですね。低学年、中学年、高学年。もっと言えば、高学年が下級生をやはり面倒を見ていく、子供の育成の質にもつながる非常に大事な、成長の発達の非常に大切な時期だからこそ、そうなんだろうと思います。そういう意味での指針というのが、学童保育における根幹だと私は思っています。

改めて、市長、先ほどは、この運営指針について前向きに検討するという、前回よりも少し前向きな意見をおっしゃっていましたが、もう一回どうしようとするか。その運営指針についてですね。どのようにうきは市で実行しようとする決意があるかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子ども・子育て支援というのは、地方創生の観点から、あるいは、将来のうきは市を担う子供たちをどうすくすくと健全に育成するかという両方の観点から、非常に重

要な課題だと、このように思っています。

少し整理をさせていただきますと、議員がずっと御指摘のように、以前ですと、平成19年度の放課後児童クラブガイドラインでやっておりました。そういう中で、子ども・子育て三法の成立とともに、平成24年に児童福祉法が改正になって、新たに国のほうが省令という形で設備及び運営に関する基準が策定され、それに合わせて、うきは市は、平成27年4月から市独自の条例を策定いたしました。国の基準は、もう議員御指摘のように、従うべき基準として、基準の内容として、絶対従わなくてはならない基準と、参酌する基準と2つあって、従うべき基準が少なく、参酌する基準がすごく多いんですが、うきは市は厳しい条例、つまり、全て従うべき基準というか、国の基準に合致した条例、高いハードルで条例を制定しました。

ただし、3カ所だけは附則の中で当分の間ということで、今我々としては、この3カ所の当分の間を一日も早く解消して、さらにハードルの高い条例、国が目指す条例に追いついていきたいというふうに思っております。

そして、そういう中で国の基準をより具体的にもっとわかりやすくしたのが今回の運営指針ということだと思えます。もちろん質だけではなくて、ハード的な話もこの運営指針の中には含まれていますので、質、量、2つ備えた中であるべき姿のほうに一日も早く持っていかなくてはならないと思っておりますが、先ほど福祉事務所長が答弁したのは、この運営指針がかなり厳しい基準を踏まえた、あるべき到達する運営指針でありますので、そういうことを念頭に置いて所長のほうが答弁したということでもありますので、決して後ろ向きになっているわけではなくて、そういうあるべき理想像に向かって、一つ一つ我々は着実に推進しているということをぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そこで、何でもかこういことを言っているかということなんですけども、さっき私はハードのところじゃなくて、ソフトの面だというふうに言いました。今、運営主体の保護者会の中で十分に機能し切れていないところというのはあるわけですね。

具体的には、支援員同士の間で子供に対する接し方や、それから学童保育運営にかかわる方法についての一致が不足しているということです。その結果、ある学童では、パワハラという形で事例があります。このパワハラは、子供たちのいる前で、保護者の前で、支援員さんに対して不適格者と罵倒したり、あるいは本来、支援員者間で交代したり、引き継ぎをしたりする、あるいはミーティングしたりするわけですけども、それがミーティングにならない、一方通行である、物が言えないと、現在も続いているというふうに聞いております。それ自体を私は問題にしようと思っているんじゃないんです。要するに、保護者会に丸投げしていると、その実態、指導していない行政側の問題がここにあるということを私は言いたいんです、さっき言ったように。行政

側が運営指針の方針を持っていないから、こういうふうになるんですよ。それは何でかと言ったら、保護者会、さっき回答あったように、毎年交代したりするわけですよ。そうすると、ある権限を持った人が当然あらわれてしかるべきですよ、ある意味でいうと。それも当然の理です。でも、それをどういうふうに教育していくか、困難だということを。今回条例をつくったわけですから、いいことだと思うんですよ。そのためにどうしていくかというサイクルを回さなきゃいけない。そういうことが課せられた今、要綱の第7条で、行政と委託先との綿密な連携ということをやられております。先ほど3点目に質問した予算の配分について申し上げましたけれども、マニュアルは作成していると、確かに基準を示している。負担についても示しています。

ただ、どういうふうにお金を使うのか、決算、主に要綱では報告しなさいと。報告書にはこれとこれですよというふうに言っているだけです。予算についてのつくり方について、ほとんど示していません。それは何でか。今、学童保育に出されている国からの支援の中で運営費というのがありますね。これはこの間、ずっと3年ぐらい連続して、ことしもまた29年度予算で今、国で審議しているんで、上がるだろうというふうに想定します。今回も15%ぐらい上がる想定にされていますね。374万4,000円のものが今度430万ぐらい、430万6,000円と。これ何でしていますか。これは職員の人件費のために充てなさいちゅうてるんです。処遇改善のためにしているわけです。予算のつくり方というのは、こういったところにある。もちろん、前回、厚生文教委員会で報告を受けた際に、キャリアアップ、処遇改善ということで、これはそれもあります、12万—1カ月1万。それから、1万の人、2万の人、3万の人というランクづけで新たにつくっています。それはそれですけど、ここのこの間、予算をつけてきた中身というのは、こういうことなんですよと。これから障害をお持ちの方のお子さんに対して一支援員をつける、こういう問題についても国がずっと基準をしてきたわけです。それは条例でも必要な項目だということになっているわけです。指針にもその詳細について書かれているわけですよ。だから、そういう一つ一つが非常に大事な中身なんだと思うんですね。

そういうことで、さっき委託先が新たにふえたりする想定をしながら、今検討をされているんだろうと思うんですけども、委託先を選考する前に、うきは市がどういう学童保育を目指すのかということについて、きちんと議論して、その上で委託先について保護者会と議論してほしいと私は切に思うんですけども、市長、いかがお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（秦 克之君） 先ほど27年度より保護者会のほうとの協議を続けてきたという説明をいたしました。

その中で市としても、学童保育所の連合会方式を提案をしてみいました。そういう議論の中で、各学童の保護者会のほうの考え方が違うということで、連合会方式につきましては、参加をしないという状況になりましたので、じゃ今後の運営についてということで話をしてみましたところ、3つの学童の保護者会のほうから、自分たちがやるよりも事業を委託したらいいという意見が出てまいりましたので、そういう方向になっているところもございます。

ですから、市としては、最初連合会方式全体でやって、全体で一つの学童保育所の組織をつくりませんかということ提案をして方向性を示しているわけでございます。そこで各学童の保護者会のほうが、やはり意見を持ち帰って、最終的にはできなかったということなので、それからについては各学童でやっていきたいと思いますということで今進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 何度も申し上げますけど、私は具体的な話をしているわけじゃないんです。考え方について申し述べているわけです。委託についてを考えるなら、きちんと保護者会にもその必要な学童保育はなぜ必要なのかということの理念をまず共通認識を持つことが大事だと私は言っているんです。私は保護者会のところがいいとか悪いとか、一致できなかったとかという、それはどうでもいいんですよ。どうでもいいという言い方は失礼ですね。そのことを論じているわけじゃないんです。私は学童保育のあり方について、私は質問しております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は十二分に承知をしているところであります。支援員についての御質問がずっと続いておりましたが、私ども、平成27年度に国のほうから放課後児童支援員等の処遇改善等事業、こういう通達が出されたことは十二分に承知しておりますので、この中の大半は、賃金等の処遇であります。そこをしっかりと頭に置きながら、保護者会との調整であったり、いろんな対応をさせていただいているということをつけ加えたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 先ほどマニュアルがあるというふうにおっしゃっています。示している中身は、国と県と市が3分の1で、保護者会が総額の2分の1で、支援が2分の1で、それぞれが6分の1ずつですよという説明のマニュアルだろうと思うんです。それは行政側の説明であって、運営をどうするかということについてのマニュアルじゃないということなんですね。だから、それないんですよ。そこはちょっとこれからまたいろいろあるかと思いますが、話をその都度させてもらいたいというふうに思っています。

話を先に進めます。さっき言いましたように、地域の参加という問題が非常に大事だということ、学校・地域連携関係をどうつくっていくのかということも非常に大きな課題だ。保護者会を孤立させないということです。大変だと思います、確かに運営する保護者会の役員の方は。そ

れを任せ切りにさせないということが大事だと思う。

市長に一つ確認します。専任の担当者をやはりつけるべきだと私は思うんですけど、市長、どうですか、学童保育に関係する専任の担当。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、地域とのかかわり合いについては、運営指針の第5章で、学校及び地域との関係ということで、学校との連携あるいは保育所、幼稚園等々の連携、さらに地域、関係機関との連携、さらには学校、そういうもろもろの連携がうたわれることは十二分に承知をしております。

そして今、担当職員をとということで指摘があったんですが、担当職員は置いておりますが、専任職員という指摘ではないかと思いますが、やはり片や縮小社会に向かっている中で、非常にうきは市財政も厳しい状況がある中で、与えられた状況の中でどう行政運営を効率的にやるかという話というのは、片方またあるんじゃないかと。

そういう中で、この学童保育の重要性も十二分に認識しておりますので、そういう両方の視点で今の組織体制でやっているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 年間総額5,000万を超えるレベルの規模ですんで、専従はなかなか難しいのかもしれませんが。ただ、中身としては非常に大事だということを御承知おきいただいて、お願いしたいというふうに思います。

それから、減免制度については、県が今議会で7,000万を超える予算計上をしているという情報を聞いています。ただし、減免の要綱をつくっていないところには来ません。それははっきりしますよね。要綱をつくって何ぼの世界です。うちは要綱はないです。だから、申請しても通らないですよ。と思いますけども、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（秦 克之君） 市長よりの答弁で、2月24日に福岡県の会議があったということで答弁がありましたけども、具体的なものにつきまして、まだ質疑・応答のほうができおりませんが、福岡県放課後児童クラブ利用料減免事業というのがありまして、議員おっしゃるように、本事業活用に当たっては、放課後児童クラブの利用料減免について、根拠規定を整備しなさいということで指導をされております。これは一部の保護者会、一部と言うと問題になりますけども、3月の保護者会のほうで協議をしていく予定にしております。また、実施するときには根拠規定の整備をしていきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それから、要綱についてですけれども、民間委託を進めようという話が前回から出ているかと思います。これから協議だと思しますので、まだ確定の話ではありません。

ただ、要綱の内容については、どこどこに委託して、人数なり、あるいは開設・開所時間なり、それから必要な提出書類なりということが書いてありまして、さっき言いましたように、条例に書かれている地域の人たちがどういう会議に参加するのかとか、どういう地域の人たち、学校の意見を学童保育の運営に反映させようとしているのかとか、あるいは具体的な支援員の処遇とかということの規定、こういうのも必要になってくると私は思うんですね。

だから、ある意味で、要綱の見直しも、文言の訂正はするとおっしゃっていましたが、この文言の訂正とかということだけではなくて、そういうもう少し、今の要綱には足りない部分、実際に運営に当たってどういうふうなことが必要なのかということをきちんと、さっき言ったように、指針の中からピックアップして必要な項目を埋めていってほしいと。それには透明性を担保するという意味で、私は条例のほうがいいというふうに思っているんです。これはすぐに実現できる話ではないかもしれませんが、そういう考えがあるということをお伝えおきたいというふうに思っています。

いずれにしても、効率優先じゃないというところがありますので、どういう委託になるのかどうかというのはわかりませんが、限られた予算の中でと、いつも市長は口にいたしますけれども、確かにそのとおりです。

ただ、限られた予算だから有効に、その事業が効率よく運営されるということが大事だと思うんです。そのためにも整備する必要があるところは早急に整備する、喫緊の課題ではないかというふうに思います。そういうことを申し述べて、次の質問に移りたいと思います。

2点目に、うきは市就学援助の課題についてお尋ねしたいと思います。

1点目が、うきは市の認定基準額について、世帯収入や所得、課税所得額の見直しを行い、近隣市町に準ずるような制度設計ができないかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、新入学準備金について、入学前の支給が広がっております。文科省の通知、昨年あったと思いますけれども、うきは市としてそれを実行できないか、改めてお尋ねしたいと思います。

それから、学校3会費、国の認定基準に合わせて実施すべきだと思いますけれども、改めて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市就学援助の課題につきまして、3点のお尋ねをいただいております。

ります。

1点目、認定基準額の見直しを行い、近隣市町村に準ずるような制度設計についての御質問でございますが、学校教育法第19条において、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されています。

うきは市では、義務教育の円滑な実施に資することを目的に、うきは市就学援助要綱を定めて、その要綱に基づき支給を行っています。援助基準は、当該年度の生活保護基準に準じています。

具体的な援助基準をうきは市では、生活保護基準で算定をしています。近隣では、久留米市、八女市、小郡市が生活保護基準の1.3倍未満の所得基準で算定をしています。制度設計につきましては、財源が厳しい中、予算確保の問題もありますので、今後検討してまいりたいと考えています。

2点目の新入学準備金の入学前支給についての御質問ですが、入学準備金は、学校教育法に基づき、低所得の世帯の子供に学校で使う物品の費用などを補助する就学援助制度の一環で、小中学校への入学時に支給されます。

平成28年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてにおいて、要保護者に対しては、新入学児童生徒学用品費等及びこれに相当する援助を市町村の判断により、小学校及び中学校等へ入学する年度の開始前に支給することが可能となっています。

ただし、現在の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱は、小学校及び中学校等の児童生徒の保護者に対する就学援助に係る経費を、国による補助の対象としており、小学校等へ入学する年度の開始前に支給された援助に係る経費を当該補助の対象とはしていません。このような中、国も当該経費を補助することができるよう検討を行っています。

近年、支給時期を前倒しする自治体がふえてきています。近隣では、久留米市がことしから入学前支給を始めました。久留米市の要綱等を参考にしながら、必要に応じ事務手続等の見直しを行い、国への要望も含めて、市民サービスの向上につながるよう検討を進めてまいります。

3点目、学校3会費の支給実施についての御質問ですが、学校の3会費——PTA会費、生徒会費、クラブ活動費につきましては、昨年の6月議会においても議員さんより御質問・御提言をいただいております。

市の対応といたしましては、新年度予算において、校外活動費——宿泊を伴うもの、PTA会費、クラブ活動費については、国の認定基準に基づき、支給対象援助費として予算計上をしています。生徒会費につきましては、小学校では徴収しておらず、中学校ではその費目として徴収していませんので、予算化を図ってはいません。再度中学校に生徒会費の調査を行い、保護者の負担等があれば予算化を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1点目と2点目について、簡単ですけども、要は、検討するという、3つとも、それ結局は検討ということになるわけですけども。

1点目のところの基準の問題についてですけども、前々回のところでも言ったとおりに、うきは市の学童の認定率というのは10%を切る、9.5ぐらいだったと思いますけれども、そういう意味では、ほかの県の全体のレベルよりも下回っている。

しかし、所得が別に高いわけではない。認定基準の額そのものがやはり低く抑えられているために、認定するラインが、人たちの対象が広がらない、こういう結果だろうと思うんです。そういう意味では、ぜひとも1.3倍と、1.3倍ぐらいが標準といえ、県の全体のレベルのところがそうだと思うんですけども、そういった標準に合わせていただくよう、改めてお願いしたいということと。

それから、新入学準備金については、自治体間競争をあおるわけではないです。ただ、名目が新入学準備金で、制服というのも高いですよ。調べましたけど、中学校で六、七万ぐらいするんでしょう、多分ね。多分そのぐらいするというふうに私は聞いていましたけど。そういう意味では、別に入学準備金をもらったから全額補填できるわけではないレベルだと思います。そういう意味でも、保護者の負担、本来、憲法では学校教育には無償というふうには書いてあるんですけど、なかなか実態はそうになっていないところで、いかに積極的に運営していくのかということが大事だろうというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思っています。これは要望で、改めてお答えいただかなくて結構でございます。

次に、時間がないので、3点目、子ども医療費についてお尋ねしたいと思います。

子ども医療費の助成制度、昨年の秋から拡大しております。この間、うきは市としても改善を進めてきたところであると思います。さらに一層の改善を行ってほしいということをお願いする次第であります。

1点目は、助成対象者について、3歳以上に対する所得制限を廃止すべきと考えるが、お考えを伺いたい。

それから、中学生の通院に対する助成を行うべきと考えております。その辺についての見解を伺います。

それから、今後の課題、すぐにはできないかもしれませんが、18歳までの医療費についての、通院・入院についての拡大できないか、所見、見通し等についてお尋ねをしたいと思えます。

それから、子ども医療費助成に係る申請手続ですけども、手続について、申請書類等をホームページ上にきちんと掲載して、どこでも申請書が確保できるようにお願いできないか、所見を

伺いたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま子ども医療費助成制度について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、3歳以上に対する所得制限の廃止についての御質問であります。子供の医療費負担につきましては、国民健康保険法で就学前までは医療費の2割、小学生以降は3割が自己負担と定められておりますが、保護者の医療費負担の軽減を図るため、全都道府県が独自に子供の医療費補助の制度を設け、多くの市町村で取り組みが行われているところであります。

福岡県におきましても、ゼロ歳から小学生までを対象に、県内市町村へ医療費の補助を行っておりますが、うきは市では、中学生の入院まで対象を拡大して、子供の医療費の助成を行っているところであります。

議員御指摘の所得制限につきましては、福岡県の補助要綱に準じ対応を図っているものであります。近年は、各市町村が独自で医療費助成を行っており、所得制限を撤廃する自治体が多くなってきております。

今後、子育て支援の充実、医療行政サービスの水準を維持する観点から、周辺市町村の動向も勘案し、対応を検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

2点目が、中学生の通院に対する助成についての御質問であります。現在、うきは市の中学生を対象にした医療費助成は、入院時、日額500円、月額3,500円が自己負担の限度となるよう助成を行っておりますが、通院までの対象拡大は行っておりません。市町村国保の公費医療助成につきましては、今般1月25日の全国都道府県財政課長、市町村担当課長合同会議の場において、総務省から子ども医療費助成を行っている市町村国保に対して、普通調整交付金を減額調整する措置について、平成30年度からは未就学児は減額の対象外とするが、対象外によって生じた財源で医療費助成を拡大することがないよう留意を求めるとの指摘・要請がございました。これまで全国知事会、市長会、町村会の3団体が、長年、医療費助成による普通調整交付金の減額措置を全廃するよう求めてきた経緯もあり、今回、厚生労働省が減額措置の一部撤廃に踏み切ったことは一定評価ができるものの、減額調整から未就学児を対象外にするにとどまっております。

議員御指摘の点につきましては、今後、国の動向を見ながら検討をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

3点目が、18歳までの医療費助成の拡大についての御質問であります。先ほど回答させていただきましたように、国の医療費助成に対する対応が、総務省も厚生労働省もまだまだ厳しい

状況であります。また、財政的に補助金削減のペナルティーが科される中、県内の市町村国保で18歳まで医療費助成を行っているのは、県内4団体にとどまっているのが実態であります。

今後、国等の動向、周辺市町村における対応等を捉えながら検討してまいりたいと考えております。

4点目が、子ども医療助成に係る各種手続の申請書をホームページに掲載できないかという御指摘であります。御指摘の申請書は、受給資格申請書や医療費支給申請書等と認識をしておりますが、現在、市のホームページには掲載しておりません。

ホームページに掲載しておりますのは、社会保険の方に提出していただく医療費の療養支給証明書のみ様式をダウンロードできるようにしておりますが、御指摘を踏まえて、各種申請書の掲載については検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 引き続き、子ども医療については、子供の、安心して勉強ができる環境を整えていくという観点から求めていきたいというふうに思っています。

いわゆるペナルティーの問題については、そういう意味では積極的に国に働きかけをしていきたいというふうに私も思います。全廃できるまで市長のほうも各種の会議で積極的にアピールをお願いしたいというふうに思いますので、この場をかりてお願いしたいと思います。

以上で私のほうの質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は11時15分より再開します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、私は2点について質問をいたします。

まず第1点は、合併特例債を含めたうきは市の起債、いわゆる借金の残高及び償還計画について、次に、下水道事業の起債償還実績及び今後の償還見込みについての2項目について、高木市長に質問をいたします。

市町村合併の大きな利点として、償還財源を国が補填する合併特例債の発行が認められました。合併以来うきは市でも、平成28年度までに80億3,860万円を借りていますが、現在まで

に幾らの元金の償還が終わっているのか。また、利子額あるいは国から償還財源の補填はどうなっているのか、詳しい資料等は議会には全く報告をされてありません。

合併当時の起債——借金残高は95億9,004万9,000円でありましたが、合併5年後には150億円を突破しました。下水事業等の起債も合わせると、その額は265億円に達する状態です。下水道事業の起債、これを合わせますと、市民1人当たりの実に88万円の借金をしていることとなります。平成27年度の1日当たりの返済額——借金を返す額ではありますが、これは元金が558万円、そして利子を含めると、その償還額は1日に616万6,000円を毎日払っている勘定となります。1日616万6,000円の借金払いということでもあります。いわゆる北海道の夕張市は、財政が破綻して、全国ただ一つの財政再建団体に指定されておりますが、当初353億円あった借金を10年間で100億円返済しておりますが、あと完済までに10年という計画であります。

しかし、市税等の負担が重くなったのに対して、子育て世代向けの公共施設やサービスが著しく低下し、20、30代の人口は半減している状況であります。

したがって、このままではだめだということで、夕張市では、地域社会の崩壊が懸念されておりますために、再生計画の見直しが始まっています。

うきは市でも、少子高齢化社会がますます進めば、人口の減少は避けられず、その影響で納税人口が減少します。市税収入の低下を招き、起債償還が困難になります。そのために高木市長に次の5項目について質問をいたします。

1つ目が、地方交付税で償還財源を補填する合併特例債を安易に借り入れ財政悪化を招いた自治体が指摘されてありますが、特例債の過大借り入れはないのかどうかということです。

それから、2番目に、平成17年度合併特例債をうきは市振興基金に積み立ててありますが、基金の利子配当額及び現在までの償還額、さらに起債残高はどうなっているのか、お知らせを願いたいと思います。

3番目に、合併特例債は5年間延長されました。今後も引き続き借り入れをするのか。また、県内各市の合併特例債発行状況は把握できてあるのかどうか。

それから、4番目に、北海道夕張市は、財政破綻から10カ年が経過してありますが、負債残額の10年償還計画の見直しを行ってありますが、うきは市の償還計画はどうなっているのかです。

5番目に、合併以来の起債償還利子額は、23億4,543万円にも達してありますが、合併特例債の償還財源補填の実績、それから起債残高の償還補填はどうなっているのか。

以上の5点について、高木市長に質問をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま合併特例債を含めた起債残高の明細及び償還計画について、大きく5点の質問をいただきました。

合併特例債の借り入れ状況についての御質問であります。合併特例債につきましては、合併時の新市建設計画の中で、計画に基づく建設事業を進めるに当たり、合併特例債を活用することをうたっているところであります。

合併特例債により借り入れ可能な額は、市の財政規模に基づき算定されますが、本市の場合、基金造成して振興基金に充当した13億3,740万円を除いて100億8,000万が借り入れ可能額となっております。合併11年目を迎える平成27年度までの振興基金充当以外の合併特例債の累計は61億3,140万円でございます。

したがって、現在のところ、過大借り入れには至っていないと、このように判断をしているところであります。

2つ目が、うきは市振興基金の利子配当額、償還額、起債残高についての御質問であります。平成17年度に合併特例債を原資として、うきは市振興基金14億780万円を造成いたしました。合併特例債の充当率が95%でございますので、起債額は13億3,740万円となっております。この基金のこれまでの運用利息の累計額は2億7,215万8,000円となっております。基金造成のため起債した13億3,740万円につきましては、償還期限が平成28年3月25日でしたので、全額返済を完了しているところであります。

3点目が、合併特例債の5年延長についての御質問であります。合併特例債の借り入れ期間は、当初、新市建設計画の実施期間である10年間とされていましたが、高い交付税措置を持つ合併特例債を十分に活用したいとの市町村からの強い要望を受け、期間延長が認められました。これを受け本市では、平成26年12月議会におきまして、同計画の一部変更の御議決をいただき、合併後15年、すなわち平成31年度までの借り入れが可能となりました。

他市町村の状況であります。財政基盤の安定を図るため、交付税措置率の高い合併特例債は、大変有効な財政措置であることから、ほとんどの合併市町村が新市計画を見直し、借り入れを行っている状況でございます。

また、本市におきましては、合併当初は借り入れ限度額の7割程度の借り入れにとどめるとの方針もありましたが、借り入れ可能期間が5年間延長されたこと、また引き続き、高い交付税算入率が継続されたことにより、他の起債に比べても非常に有利な財源であることから、今後も必要な事業が生じた際には、借り入れ可能期間の平成31年度までに限度額の範囲内で計画的にこの起債を活用していきたいと考えているところであります。

4点目が、起債にかかわる償還計画についての御質問であります。合併特例債を含めた一般会計における起債残高は、平成21年度の150億1,794万4,000円をピークに、平成

27年度には136億9,531万5,000円まで減少してきております。

しかしながら、平成30年度には、ムラおこしセンター及び生涯学習センターの建てかえを行うとともに、うきは市公共施設等総合管理計画に基づき、今後、文化施設等の整理統合も進める必要がございます。この際には、合併特例債等の活用を検討していくこととなりますが、国・県等の補助制度を有効活用し、起債財源の縮小に努めていかなければならないと考えております。また、場合によっては、繰り上げ償還等も検討しながら、起債額の適正な管理に努めてまいります。

5点目が、合併特例債の元利償還の交付税措置についての御質問であります。合併特例債の償還が始まった平成18年度から平成27年度までの元利償還額の累計が、49億3,439万6,000円となっております。これに対する普通交付税で算入された措置額の累計額は34億3,512万7,000円となっており、元利償還額の7割が普通交付税にて財政措置されている状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、合併特例債の年次発行というのが成果表にのっているわけです。あれは違うわけですか、今数字が違うんですか。成果表の数字を調べますと、平成27年度までに75億5,300万借り入れっております。28年度を入れますと、80億3,860万円という巨額の数字になるわけです。さっきおっしゃった数字、違ってありますが、なぜ違うのか。私は毎年出されてあります、あの決算附属資料の成果表から抜き取ったものであります。非常に数字が違う。

それから、5年間延長されてあるから、あと5年間借り続けるということですが、じゃあ、あといくら借りれるわけですか。その残高に対して、今借っているものに対してです。いくらまで借りられるのか、これについてお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 合併特例債につきましては、先ほど市長のほうで申し上げましたように、平成27年度で61億3,140万円でございます。成果表との違いにつきましては、こちらのほうが議員さんがおっしゃる成果表の数字と、私が申し上げたのは平成27年度末の借り入れでございます。

それに61億というのは、基金を除いた金額の数字でございます。最初13億3,740万円の基金を除いた数字でございますので、合わせますと74億程度になろうかと思います、27年度です。

それから、今後いくら借り入れができるのかということでございますけども、一応限度額が、先ほど申しあげましたように100億8,000万円が、うきは市が借り入れが今後できるということで予定しております。現段階で28年度、また5億ほどの借り入れを予定しておりますので、単純に差し引きしますと、まだ20億ぐらいの借り入れができるところでございますけども、しかしながら、今後最低限必要と、先ほど申しあげましたように、生涯学習センター関係、あるいは文化施設関係の統合、それから道路、そういった部分を期限内で活用していきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 全く成果表と数字が違っているわけですね、皆さん方の合併特例債の借り入れってのがです。26年度までで、72億7,720万円という数字になっている、成果表調べていきますと。これから13億3,740万はひかなきゃなんということですが、合併特例債じゃないちゅうことですね。じゃあこの13億3,740万は何で借っているわけですか。特例債の適用なんわけですか。成果表には合併特例債で出ているわけですか。それがそれを除くと、じゃあこの13億3,740万は何債で借っているわけですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 13億3,740万円も合併特例債で借り入れをいたしております。（「それを除くというは何ですか。合併特例債で借っておれば、27年度末で、75億5,530万になっているわけです。合併特例債で借ってあればです。それを除くという数字を使っていますから、じゃあそれは何で借ってありますかということをお尋ねしているわけです、13億3,000万」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと説明が悪かったと思います。13億3,740万円は、平成合併当時、合併特例債を使って基金を造成することができるという、合併時に政府のほうがそういった方針を出しましたので、合併特例債を使いまして13億3,740万円を借り入れて、先ほど充当率が95%でございますので、14億ぐらいの基金をつくったところでございます。

合併特例債自体が合併後のハード事業に活用するというので、残りの100億8,000万の約7割を使ってハード事業を進めていこうというのが、当初の新市計画でございましたけれども、合併特例債13億、最初の基金を含めて、先ほど申しあげました金額で借り入れをしておるということでございます。最初の13億も合併特例債でございます。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 年次別に資料を出してくださいということをお願いしたけれども、一向に資料を出してもらえないわけです。これは議会に示された償還計画。ただし、一番最初に出てありますから、20年度までしか出てないわけです、このやつはです。このやつずっと32年度までの数字が出てあります。それから、その後に皆さん方は、違う数字を出してありますが、これは23年度までしか入っていないわけです。したがって、ぜひ議会にその数字を出してくださいということをお願いしているけど、出してないわけです。何で出さないわけですか。

合併特例債でそのように金を借ってあって、毎年どの程度借金払いしてあるかわからないわけです。この皆さん方の数字を直していきますと、わずかな金額しか返さんでいいようになっているわけです。これは皆さん方の資料に基づいて、この資料31年度までつくってみました、15年度分ということで。わずかな数字しか出てこないわけです。じゃあいくら残っているかっていうと、平成13年度の13億3,740万は28年で終わりましたということですが、これに対する利息はいくら払ったんですか。元金はそうでしょうけど、13億3,740万が貯金をするために借っているです。それを上回して14億が基金に入れているでしょ、合併した年なんです。まだ基金が100億円ありますというけど、そのように借金して積み金しているんです、今のうきはの基金には。

そして、支払利息が49億3,439万6,000円という答弁いただきました。その中で、国から見て頂いたのが、34億3,512万7,000円です。年次別内訳を出してください。どのように国から補填があっているのかどうかです。こんなのは全く議会に出してないんです。どんどん借金だけ重ねていってあります。

したがって、その借金の実態を知っていただくために、皆さん方のお手元にこの一般会計の起債の償還及び起債残高推移表というのをお上げしてあります。2枚差し上げてありますが、あとは下水道、次の質問で使いたいと思って、うきは市の起債、借金の実態知っていただくと思ってこれ出しているんです。こういう資料出してないでしょう、皆さん方は。

これでわかりますように、元金の償還額、これ27年度まではびっしりです。138億8,282万1,427円の元金支払っているわけです、27年度まで。28年度はまだ当初予算とか補正予算ですから、集計には含まれてありません。ところが、起債発行額はどれだけになっているかという、27年度まで当該年度の起債発行状況を見てください。180億3,142万6,000円、これ1,000円単位でいってありますから。ここが1,000円単位ですから、180億3,142万6,000円の借り入れをやっているわけです。138億元金支払いしながら、実際借り入れたは180億ですから、50億円は超過借り入れです。超過借り入れありませんということですが、このような超過借り入れすりゃ、いわゆる借金は膨らむばかりです。

そしてさっき申し上げたように、1日の返済金は600万超えているんです。毎日、日曜日で

あろうと土曜日であろうと600万以上の元金、利子を払っているわけです。年間になりますと、25億の借金払いをやっているということであるわけ。そのように借金払いしているけれども、一向に借金が減らない。これ、大体260億の借金、いつまでに返すのですか。計画を立ててください。まだ、100億までは借られますからということですがです。

実は私、県に、地方課に行って、皆さん方のおっしゃっている起債残高というのを、情報公開で出させていただきました。ここにあります。この中で、合併特例債を借りれている市町村は15市町村です、福岡県の中で。ほかの市町村は特例債借りてないんです。借りられないです。ここに全部、特例債借りている市町村ごとの数字が出てあります。全部出てあります。それから、31年度までの起債予定額も出てあります。きちっと出てあります。

ただし、県ではこういう集計やってありませんから、総務省の資料を発行しますということで、総務省の資料を出していただきました。したがって、総務省ではまだ26年度までしか調べてありません。だから27年度は抜けている。また、28年度は追加になりますと、もっともとうきは市の借金は膨れてくるわけです。

借ることばかり考えてありますが、じゃあ返すことはどうして返すわけですか。このような借金を。まず、これについて見通しが立てられるかどうか、お願いしたいと思います。答弁、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いくつか御指摘をいただきましたが、ちょっと1つだけ、合併特例債の中の一つでありますうきは市振興基金であります。こちらの金利の話が出ました。基金造成のために起債した13億3,740万に対する金利は1億3,873万です。

したがって、この基金の運用利息は、先ほど答弁させていただいたように、2億7,215万8,000円でありますから、逆ざやというか、2億7,215万8,000円金利を稼いで、借金のための利息相当分が1億3,873万ですから、その差1億3,342万8,000円は丸々うきはの地域づくりに使えることができますし、プラスこの1億3,873万の利息の7割は、交付税で戻ってきますので、そうしますと約1億近い交付税が来るということを考えますと、2億3,000万近いお金がうきは市に潤って、そしてまちづくりに活用させていただいた、こういう現実が合併特例債にあることは承知をいただきたいと思います。

それから、一般会計全体の起債の状況は、私も常日ごろから財政運営には非常に市長自らしっかり管理しなくてはいけないということで、起債の動向、あるいは貯金である基金の動向というのは常に頭の中に入っているわけではありますが、この借金である起債については、平成21年度が起債残高でいくと、これ一般会計なんです、平成21年度が約150億近くあったものが、今年度、28年度、まだ決算をまたなくてはいけないんですが、約136億、ここまで減少して

きております。そういうことでしっかり数値を管理しながら、来るべく縮小社会に向かっている中で、非常にうきは市の財政状況厳しゅうございますので、しっかり身の丈に合った財政運営を心がけていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 確かに、平成21年度はこの表で見えてわかりますように150億3,753万9,000円です。こういう借金があったのが、今若干減ってきてありますが、実際に減ったのは22年度からです。それまでは、21年度までは、元金と起債発行額を比較してみてください。借金よりも元金返してありますけど、借金のほうが多いんです。だから、ずっと21年度までは借金がふえ続けたわけです。

そして、次に黒の三角印してありますが、これが差額なんです。22年度が、元金が12億4,935万2,076円払ってありますが、起債発行が11億2,148万7,000円ですから、ここで起債よりも元金返済が多かったのも、そこに1億3,062万9,000円という利ざやが出ているわけです。それが減ってくるわけです。

ところが、市長が24年に就任されましたから、その備考欄に書いてありますように高木市長就任5年間の実績償還は、28年度まで入れて11億9,520万3,000円です。約12億です、5年間で。

したがって、1年間には2億3,000万しかならんわけ。じゃあこのような135億という金を、1年に2億3,000万払って何年かかるわけですか。計画はどうなっていますか、起債償還計画。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 合併特例債につきましては、2年据え置き10年償還、3年目の8年間で償還するというきまりでございます。ですから、起債分につきましては、10年間のうちに全て償還が終わるかたちでございます。

先ほど、当初の13億いくらかと61億合わせまして、合併特例債で借り入れた分が74億6,880万でございます。もう償還が合併後12年目に入っておりますので、現在特例債で残っておるのは約30億でございます。当初借り入れておりました13億いくらか、それから次年度借り入れた分、そういったものの償還が順次終了してきておりますので、そういった状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 償還計画は立ててあるわけですか。何年度がいくらか、何年度が

いくらっていうことは。とにかく、この135億という残高がありますが、これ何年で返すわけですか。償還計画はどうなっているわけですか。

それから、財政に答弁させますということでもありますけど、やっぱしこういう財政運営については、市長がしっかりリーダーシップをとっていただかななりませんよ。ここに奈良県の、生駒元市長さんの記事が出てありますけど、ここにも書いてあります。財政当局に任せず市長がリーダーシップをとることであるわけです。これは市長がリーダーシップをやりまして、償還特例法というのができたでしょ、平成7年から平成12年度までです。非常に借金が多くなって、全国の市町村が困っているから、いわゆる繰り上げ償還をやりなさいと、その代わり繰り上げ償還すると補償費を払わなきゃなりませんけれども、その補償費用を免除しますという法律ができたでしょ、もう今はないけど、時限立法ですから、これを一生懸命活用したということは、ここに書いてあります。

したがって、金利の高いのは全て借金を払って、あとは市中銀行から安い金利の借金をして、財政の安定化を図ったというのは、利払い削減の記事が出てありますけれども、財政任せで結構ですけども、財政がやはりきちっとした資料をつくっていただかなきゃ、議会全く分からんわけです。何年度に幾ら払うのか、この135億という借金がいつ終わるのか。財政計画どうなっていますか、答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 財政計画の前に、ぜひ議員には御理解をいただきたいんですが、そういう御指摘をされると何か雰囲気的に、うきは市の財政赤字を借金で求めているようなイメージが湧くんですが、そういうことは全然ございません。むしろ我々は、補助金に近い制度ということで積極的にお金を借り入れております。なぜならば、私どもが起債をしているほとんどは、元利償還金が地方交付税で戻ってくる世界です。だから、国、県から補助金を取るがごとく、総務省から地方交付税をどうとるかということで、起債を起こしているところであります。

唯一例外は、住宅建築については、元利償還で交付税ではね返ってきません。私が市長になった時も新治の住宅なんか大きな事業がありました。結果的に起債をしたんですが、その時は起債をするのか、今貯金である基金を取り崩してその財源に充てるかを考えたときに、基金に積んでいる貯金のほうが金利が高いんです。今、借金しても金利が非常に低い、そうするならば高い金利を解約するよりも低い金利を借りたほうがいい、そういうことを一つ一つ私自身が企画財政課長の報告のもとに、私自身がしっかり判断して、財政運営をしているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いずれにしても、膨大な借金ですから、これをいつまでに完済

するのか計画出さなきゃ、夕張市は平成6年に財政破綻しましたが、20年の償還期間です。そしてもう10年で100億返しているんです。あと262億ですけども、それを返すためには、まちがさびれてしまうから、ここで一応国から100億円の支援をいただいて、まちづくりをやり直そうということが計画されているわけです。

したがって、夕張まではありませんけど、353億ありませんけれども、下水道加えますと260億の借金がありますから、これはどういう計画で返すという資料をつくってもらわなきゃ、でないと議員の皆さん方全くわかりませんから、借金についてはです。いわゆる予算書が出てまいりますけれども、累計でどうなっているかっていうことが一番大事であるわけです。ぜひ、財政の計画の中に、この起債償還の計画をぜひつくっていただいて、議会にも示していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 全ての起債につきましては、償還期限というのがございます。

借入れ年度から終わりまでの年度というのがございますから、全てそういった分については電算処理をしておりますので、集計はできますのでお知らせをしたいと思います。

それから、補足ですけども、一応年度ごと、予算書の中に、一般会計であれば一番最後のページにその年度の償還額とか起債残高、それを明示しておりますので、年度ごとの償還については、毎年報告をしているということで御理解をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 年度ごとの償還、それはわかりますよ。年度ごとの償還はわかりますけれども、まだ借金は残っているから、この借金をいつまでに払いますかということの計画を立ててくださいということをお願いしているわけです。じゃないと、260億の借金がいつ終わるのか、子や孫にこの借金、ツケを残すのかどうかということです。夕張と同じようなことを言っているわけです、皆さん方は。財政償還計画をぜひ立ててください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 既存の借り入れ分についての償還計画というのは、すぐさまにもできますが、ぜひ同じような話なんですけども、私どもは起債を補助金と同じように取り扱っていることを御理解ください。

わかりやすい例でいきますと、合併特例債は事業費の95%が起債対象になって、そのうち7割が交付金というお金、国からキャッシュでもらいます。そうしますと、大体全事業費の約66%、3分の2近いお金をいただくことになります。かたや補助金は、かつて3分の2の補助

金とかありましたが、今ハードで高い補助金でも2分の1しかありません。圧倒的に借金をしたほうが、うきは市の財政が潤うんです。そういうことでやります。

で、夕張はまさに財政破綻というか、赤字を埋めるために起債をしたものでありますが、私どもの起債は補助金と同じように事業を推進するために、補助金よりもいい制度ですから、そういうのをしっかり見て借り入れをしている。ここを考えていただきたいと思います。

そうしますと、今後の事業展開がどうなるかわかりませんので、今金子課長のほうから話がありますように、きちんとした、そういう長い目の償還計画が出てこない、今借りている分の償還計画は出てきますけれども、そういうことを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 皆さん方作った資料、その資料の焼き増ししているわけですが、この中にいわゆる元金、これについて交付税処置額もきちっと出ているわけです。何で出せないわけですか。こういう資料を皆さん方つくっているんですから、以前にです。それを最新のものをつくってくださいということを申し上げているわけです。皆さん方つくっているでしょ、20年度で。議会にも出しているでしょ、2013年6月5日付で議会にも出しているでしょ。それを見直してくださいということを申し上げている。期間が経過しているからです。いかがでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと時間がかかりますけども、つくることはできますので。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） あなたが3月31日で退職するというふうに聞いてありますが、大丈夫ですか。3月31日までに出してもらえますか。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） はい、頑張ります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間がありませんので、次の下水道事業の起債償還について質問をいたします。

下水道事業は、供用開始から1年後に合併したわけでありまして。つまり、うきは市の下水道事業というのは、吉井も浮羽も平成15年度、つまり、実際に供用を開始したのは平成16年3月に供用開始になりましたから、それからわずか1年で市町村合併でうきは市が誕生しましたが。

ところが、加入率を見ますと、平成17年度で1,490戸なんです。だから、とても収入が

望めない。ところが、下水道事業はどんどんやっていきましたので、加入率の低さから事業からの収益が望めないのに、元金の償還額を大幅に上回る起債を発行して、雪だるま式に借金がふえ続けたわけです。

つまり、2枚目の資料を見てください。とてつもない借金を積み重ねているわけでありまして。これは成果表から起債したものでありますから、平成16年度と載っておりますが、うきは市は平成16年度も決算があるわけです。合併は17年3月20日に合併しましたから、17年3月21日から31日までは、これはうきは市の会計になるわけ、これが決算書です、16年度のうきは市の決算書、16年度も残っているわけです。

したがって、そこにも書いてありますように、16年度、これ前年度末が82億7,793万6,716円であります。この合併したわずか10日間ぐらいの間に2,000万の元金償還をやっております。そして、それからずっと24年度までは、全く借り入れよりも借金のほうが多いんです。三角の黒印がついたのは、25年度から初めてついたわけです。いわゆる元金償還のほうが多かったという。この間ずっと借金続けてきたわけです。したがって、一番多い時には、これは21年度ですが120億5,217万1,039円という数字になってあります。

ところが、25年度からは、そこに差額が書いてありますように、1億9,226万4,000円、それから26年度が2億2,400、27年度は1億8,500万、こういう借金返済ができてありますから、いわゆる減ってきてありますけれども、それでも100億円の借金があるわけです。

大体、下水道事業というのは、加入負担金で起債償還をやるということです。それから、収益、つまり使用料で施設の管理をやっていくということで、これできてないでしょ、全くできてない。借金払いができないんです。したがって、現在までに35億円の元金を返済してありますが、その利息として22億円を支払っているわけ。その財源は、これは全て一般会計からの繰出金であるわけです。一般会計から今までにいくら繰り出しているかということ、28年度までに64億6,000万です。こんなことしとったら一般会計のほうもたないでしょ。64億、このわずか12年の間に64億というような金を一般会計から持ってきて、それで借金払いしてきているわけ。

したがって、これについても償還計画がないわけ、償還計画を立てていただかなくてはなりません。これについて、市長の答弁を求めます。

あと5項目ありますけれども、時間がありませんようですから、まずここで市長の答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの下水道事業の起債償還実績及び今後の償還計画について、通告では4点御質問いただきました。通告に従って、まずは答弁させていただきたいと思っております。

1点目が今後の繰り入れ及び償還計画についての御質問であります。うきは市の下水道事業は、平成7年度に吉井処理区、平成8年度に浮羽処理区の整備に着手し、平成14年度に浮羽・吉井処理場が供用を開始し、現在に至っております。

下水道工事につきましては、平成19年度のピーク時に、年間約23億円の工事発注を実施し、平成28年度でほぼ概成をいたしたところであります。これまでの事業費の起債償還額は、57億6,300万円となっており、現在も償還を行っているところであります。

今後、下水道工事予算は縮小いたしますが、起債償還につきましては、平成33年度がピークで7億3,400万円となります。

なお、平成29年度の償還金については、元金、利子合わせまして7億300万の予算計上をしているところであります。今後も計画的に償還を行うこととしておりますが、現行の料金体系で試算いたしますと、相当期間、一般会計からの繰り入れが必要かと思われま。

2点目が、下水道事業債の繰り上げ償還についての御質問であります。議員御指摘の地方財政支援策につきましては、平成19年度から平成21年度までの臨時財政措置として、金利が5%以上の借入金について、新たに財政健全化計画を策定し、行政改革や経営改善計画を実施することを要件として、補償金を免除した繰り上げ償還が認められたものであります。

この臨時の措置に基づき、うきは市でも条件に該当する起債の繰り上げ償還を行いましたが、下水道事業債におきましては、金利5%以上で借り入れをしている起債がなかったため、繰り上げ償還は行っておりません。

なお、繰り上げ償還を行った起債は、一般会計で12件、住宅新築資金等特別会計で2件、簡易水道事業特別会計で2件、合計16件で、金額ベースでは約4,762万2,000円の繰り上げ償還を行いました。

3点目が、下水道事業に係る経営健全化意見書についての御質問であります。昨年9月議会で報告しております財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告において、本市における公営企業会計の資金不足比率は、下水道事業特別会計を含め各会計とも資金不足なしの結果になっております。

これは、国が定めた地方公共団体の財政の健全化に関する法律における資金不足比率等を算定するための様式に関する記載要領に基づき算出した結果に基づくものであります。

特別会計の歳入の中には、一般会計からの繰入金が含まれますが、この記載要領によりますと、歳入総額から一般会計繰入金を控除する規定はないことから、歳入総額そのままが算定数値となり、資金不足には至らなかったという結果になっております。

最後、4点目の市の水道事業に関する将来負担についての御質問であります。現在のうきは市の起債残高はピークを過ぎ、緩やかな減少傾向をたどっております。

これは、合併当初に合併特例債で造成した基金の償還が完済したこと。また、合併後に取り組んだ市総合体育館建設うきはの森の光ハイウェイ基盤整備事業等の比較的大規模事業の償還が順次進んでいること。また、下水道事業が終期を迎え、借入額が減少していることなどが要因として考えられます。

しかしながら、平成30年度にはムラおこしセンター及び生涯学習センターの建て替え等の事業も控えているのも事実でございます。

こうした事業の財源確保については、国、県の補助金を積極的に活用し、借り入れする場合は少しでも交付税措置率の高い起債を適用するなどして、次世代への負担をできるだけ軽減できるよう財政運営に努めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、起債償還が、ピークが32年度ですか。じゃあそれまでは、一般会計から繰り入れをせんとしようないでしょうけど、一般会計からそのように繰り入れができるわけですか。つまり、一般会計もそういう起債償還に振り回されているわけでしょ。

これは28年度見ますと、償還計画は、一般会計が15億800万です、28年度は。それから住宅資金貸付、これ200万ですが、これは貸してるからその返還があるから問題ありませんけれども、簡易水道で387万8,000円、それから下水道では4億7,532万8,000円払わなきゃならん。農業集落排水事業949万9,000円、そして浄化槽が473万1,000円ですから、元金だけで20億449万1,000円払わなきゃならん。これに利息がついてきますから、利息合わせますと3億4,287万8,000円の利息を払わなきゃならんわけです。合わせると償還額、28年度23億4,736万9,000円、これ予算に上がっているわけです。

これを365で割っていきますと、元金が毎日549万1,756円です。そして利息が93万9,392円ですから、合わせて643万1,148円を毎日払っている勘定になります。

こんな膨大な借金を、一般会計から繰り入れますということではありますが、だから一般会計が非常に窮屈になって、事業もやれないというようなことに、事業をやるためには借金をしなきゃならんという状況でしょ。

これについて、こういう繰り入れをまだ続けなければならない現状を、いわゆる償還計画を立ててくださいということを申し上げているわけです。32年がピークならピークでいいです。じゃあいつまでこのような借金払いは続くのか。

合併当初が95億の借金はあったんですが、95億をなくすためにはどういう計画を立てるかということが、皆さん方に課せられた責務です。もちろん議会も可決した責任はあります。つまり、先だつての石原東京元都知事の会見じゃありませんけど、あれは行政の責任だと言ってありますけど、皆さん方もそうです。私どもの責任だけじゃありません。議会がお認めになった

から私ども借金重ねてきたんですよって。議会も同罪だっていうことを皆さん方おっしゃるでしょ、いよいよになったら。それは当然なんですよ。私どもは勝手に借った金じゃありません。議会にお諮りして、議会がよろしいということだから借りた金ですからということをおっしゃるわけにするわけですよ。これについて、いま一度答弁願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 一般会計からの繰り入れの根拠ですが、多分もう議員も御承知のとおりかと思いますが、地方公営企業法第17条の2に基づいて繰り入れをやっているところであります。ここには2つありまして、1点目がその性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、これを基準内繰り入れといいます。2点目が当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められた経費、これが基準外繰り入れであります。特に基準内繰り入れについては、いつも申し上げていますように、下水道事業が基本的にはやはり受益者負担で下水道事業に恩恵を受ける市民の皆さんから負担していただくという受益者負担が原則であって、独立採算性が原則ではあるんですが、しかし下水道の働く役割として、公共的な役割も果たしております。例えば、下水道事業を整備することによって川がきれいになるとか、そういうところが下水道の持つナショナルミニマムということで、こういうナショナルミニマムについては国、県が積極的に補助金、あるいは交付金をつけていこうということで、実は、下水道事業債の元利償還の約6割が基準内繰り入れということになるんですが、それが、結果的に私どもとしては、大体大方地方交付税で基準内繰り入れに相当する分については、交付税でしっかり手当されるような構図になっております。しかしながら、基準外繰り入れについては、一切そういう国の補填、交付税等の補填はございませんので、こちらについては、できるだけ減らしていくというのが我々経営努力に求められているということでもあります。こういうことはしっかり頭に置きながら、今後も引き続き下水道の効率的な運営に当たっていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間がありませんので、最後にお願ひですが、この下水道会計についても、償還計画をぜひ立てていただきますようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 一般会計と合わせまして、提示したいと思います。

○議員（13番 三園三次郎君） ぜひお願いしたいと思います。これは、皆さん方がつくった財

政計画というのがここにありますから、こういう式で構いません。つまり、元金が幾ら、利子が幾ら、合計額、それから交付税措置額が幾らだった、それからそれでも足りないから一般財源からこれだけ補っておりますというようなことが出ているわけですよ。皆さん方がつくった資料なんですよ。この資料、ずっと計画を立てていた、5年なら5年で構いませんよ。ぜひお願いしたいと思います。いま一度明確な答弁を期待します。（「じゃあ、出すそうです。先ほど答弁で出しますと」と呼ぶ者あり）ただ出すだけじゃなくて、今言ったような資料をつくっていただきたいということです。前と同じ資料をつくっていただきたいということです。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 確認させていただきまして、準備したいと思います。

○議員（13番 三園三次郎君） 以上で質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで、暫時休憩とします。再開は13時30分より再開します。

午後0時17分休憩

.....

午後1時29分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、3項目ほど質問させていただきます。

それでは、1番の子供の貧困についての対策と方針について。

新聞紙上等で、マスコミで子供の貧困についてとり上げられていることが多い。そこで、子供の貧困対策の推進に関する法律が平成26年1月の17日に施行され、これに地方公共団体の責務が規定されました。同年8月29日には子供貧困対策に関する大綱が閣議決定されています。厚労省の2014年の推計で、約6人に1人の子供が相対的貧困に育っていることを意味します。また、子供の貧困は昔と違い外見では見分けられないとも言われています。

そこで、質問（1）今年度、うきは市でも子どもの貧困にかかわる実態調査と関係者による対策の検討がなされていると思うが、実態調査から得られた市長の率直な感想を伺う。

日本財団子供の貧困対策のプロジェクト記者発表会の資料が公開されているが、これを読むと、子供の貧困問題は、国内市場の縮小、労働生産性の低下、社会保障負担の増加と社会的損失が推計され、経済への影響が大であり、これは人ごとではなく、自分のことと指摘しています。また、

子供の貧困対策として、社会的相続が貧困の連鎖の重要な要素として、国内外の研究者よりも指摘されているとしています。この親から子への相続されるものには、子供にかかるお金、子供にかかる時間、親と周囲との関係、親の生活習慣、親の価値観等が上げられていますが、これが十分でないことにより、子供の自立に必要な力、すなわち人との関わる力、思考、判断、表現力、学習意欲、生活習慣等が備わず、貧困の連鎖になるのではないかと指摘なのです。ここで指摘されているのは、貧困を背景とした親から子への負の社会的相続が将来の自立する力を奪う可能性、すなわち貧困の連鎖からあると指摘しております。この連鎖を断ち切るためには、社会的相続の補完を低年齢期に行えば行うほど効果的である可能性が高いとノーベル賞学者の資料を交えて指摘しています。

私が昨年12月の議会で不登校、引きこもり支援事業について、支援対象者の6割に改善の兆しが見え、うきは市の将来を担う世代を育てることになると評価したが、この改善効果は早期に支援するほどに表れており、このことは、日本財団資料の専門家の指摘と通じるものがあると思われまます。また、これだけ相対的貧困率が上昇する中で、この資料では早期に、そして発達段階に応じた必要な環境、支援を整えていくには、支援拠点を整備し、社会的相続の補完をチーム体制で支援することと提案しております。

私も先ほどから申し上げましたとおり、人材の確保と同時にさまざまな専門職が横軸を通してチームで支援する仕組みを構築し、対象者がいる世帯の自立を促していくことが貧困の連鎖を断つことになり、ひいてはうきは市の将来を担う人材を育てることになると確信しているところでございます。

そこで、(2) 貧困の連鎖を断ち切るには、発達段階に応じた必要な環境、支援を整えていくことだと思う。それには①既存の公共施設を活用した拠点整備、②社会的相続の補完、③チーム体制での支援の重要性と考えるが、①から③についての市長の見解を伺う。

私は12月議会の折、各種専門の支援機関が縦割りではなく、連携して横軸を通して、全体として支援する仕組みの構築が必要でないかと提言した。これは要支援者の個人への支援のみでなく、世帯ぐるみで支援しなければ問題が解決しないことが子供、高齢者、障害者などの分野に問わず、相談に応じる包括的支援体制が必要と考え、質問したものでした。市長からは、今後はさらに連携を一層強化し、対応すると。そして、市役所組織自体より横軸を通しやすいものにする心強い回答をいただきました。

さらに、今後、子供に関する部署、具体的には保健課、福祉事務所、学校教育課の部署を一つのフロアに集めることも検討しているとも回答されました。この後の私の質問の地域包括ケアシステムの構築との関連もあるのですが、そこで、(3) 相談機関の連携支援体制について、昨年12月議会一般質問の答弁以降、具体的な取り組みは進んでいるのか伺う。

以上、3点伺う。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子供の貧困についての対策と方針について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点が、子供の貧困の実態調査結果に対する感想との御質問であります。うきは市におきましては、国の地域子供の未来応援交付金を活用して、うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業計画策定委員会を設置し、子供の貧困対策に係る事業実施計画を策定したところがあります。策定委員会につきましては、平成28年12月19日に第1回会議を開催し、平成29年3月2日の第4回会議で審議を終了しております。事業実施計画につきましては、後日議会のほうに担当部署より説明をさせていただきたいと、このように考えております。

なお、この策定委員会開催前にうきは市社会福祉協議会に委託を行い、うきは市子供の健康生活実態調査を実施しております。一般的に行われる実態調査は、ひとり親家庭等を対象にアンケート調査を実施する形で行われますが、今回実施いたしました調査は、普段児童を支援している小中学校及び保育所、幼稚園の先生方に協力をいただきました。調査期間は平成28年9月26日から10月27日までであり、結果につきましては、うきは市社会福祉協議会が久留米大学に依頼をして集計分析をしたところがあります。子供の健康実態調査の内容は、1つが食事について、2つ目が衣類、衛生について、3つ目が健康について、4つ目が家庭について、5つ目が学校生活について、そして6点目が経済面についての項目に加え、自由記述を求めるものとなっております。アンケート配布202件中201件の回答をいただき、自由記述については回答者201人中150人のコメントがあり、実態調査に対して先生方が真剣に取り組んでいただいたのではないかと、このように思っているところであります。

また、生活困窮者研究で著名な久留米大学の上原教授と連携して分析を行ったこともあり、今後の課題が明確に見えてきたと感じております。

2点目が、貧困の連鎖を断ち切るための3つの指摘をいただきました。うきは市子供未来応援地域ネットワーク形成支援事業計画策定委員会の事業実施計画策定を受け、平成29年度にモデル事業を実施するよう予算案に計上いたしております。議員御指摘の3つの点についてですが、まず1点目の既存公共施設を活用した拠点整備につきましては、御幸コミュニティーセンター跡を利用していきたいと、このように考えているところであります。

2点目の社会的相続の補完につきましては、生きる力の形成に向けた取り組みを実施いたします。

3点目のチーム体制での支援の重要性につきましては、子供未来応援地域ネットワーク協議会を設置して、サポート体制を構築してまいりたいと考えております。

3点目が、昨年12月議会で相談機関の連携支援体制構築について御質問をいただいておりますが、その後取り組みは進んでいるのかという御質問であります。12月議会以降の具体的な取り組みとしては、うきは市要保護児童対策地域協議会実務者会議を1月16日に開催し、課題のある世帯についての情報共有を図っております。また、毎週水曜日に開催されます中学校の教育相談は、現在、平成29年度の高校進学についての情報交換を行い、生活保護世帯の生徒の進学先の確認を行っているところであります。

また、子供に関する部署であります。保健課、福祉事務所、学校教育課を一つのフロアに集めるということも、うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成事業、事業計画の中の今後の施策として位置づけたところであります。今後とも関係機関との間で情報を共有し、一層の連携を図ってまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 支援が必要な子供ほど支援の手が届きにくいという課題が多く、支援者が抱えているようだが、またこの拠点を整備する場合には、新たに設けるのではなく、既存の公共施設等を活用することが望ましいと考えます。そこで、現在検討されている公共施設等総合管理計画に入れられないかと考えておりますが、いかがか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 公共施設管理計画ということですが、私の関係でちょっと回答させていただきますと、モデル事業についての説明をさせていただきたいと思っております。

この交付金事業につきましては1年目で子供の貧困対策の計画をつくるようになっております。2年目で、モデル事業とそのモデル事業をコーディネートするコーディネート支援事業ということになっております。計画の中で、この計画案をつくりました社会福祉協議会のほうが子供の未来応援ネットワーク形成事業ということで、6項目、子供の未来を応援のコーディネーター、2番目に相談支援、3番目に学習居場所支援、4番目にフードバンク支援、5番目に子供の未来応援地域ネットワーク協議会、6番目に連携体制の構築ということで、6項目のネットワークの形成支援事業の項目を持っております。また、子供の未来応援ネットワーク形成支援の事業図うきはモデルとして、成長過程から、母子手帳交付から妊婦、乳幼児、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高校生、大学生という成長過程にどういう事業ができるかということで、計画をいたしました。現在、実施してあるのが、母子手帳交付時のブックスタート、赤ちゃん訪問、それと福祉事務所の子育て支援センター、教育委員会のほうが小学校のほうから適応指導教室、うきは市寺子屋、それと関係団体で学童保育所、それと不登校・引きこもり相談事業を社会

福祉協議会が実施をしています。学習支援、中学生の学習支援のほうを生活困窮者対象に社会福祉協議会が実施しております。それと、この支援体制の中で、高校生がうきは市寺子屋の支援をしております。また、学習ボランティアとして、久留米大学の大学生のほうが社会福祉協議会の生活困窮者の学習支援に対してのボランティアをしております。こういう事業を総合してモデル事業ということで、御幸コミュニティーセンター跡を使い、相談の支援の場、それと生活困窮世帯の小学生を対象に学習支援、そしてそこが居場所づくりになると。また、社会福祉協議会のほうはいろんな団体とフード、食べ物、例えば耳納の里等についての連携ができておりますし、企業からの提供、食べ物の提供をしているということで、これを利用して、うきは市独自の相談体制をつくっていかうということでございます。先ほど市長が申しあげましたように、単なる学習支援ではなく、社会的相続の負の部分の断ち切るために、子供に対して生きる力を与えていくような事業をやっていきたいというふうを考えております。具体的な内容は今後また交付金が決まないと事業に入っていきませんので、子供の未来応援地域ネットワーク協議会、これは計画を策定する分とは違って、その事業に賛同する方、また、いろんな団体のほうからも加入していただいて、ネットワークづくりをしていくということ、そしてまたこの事業の最大の課題は、モデル事業が終わった後にどう展開をしていくのかと、そういうこともありますので、そういう今後の事業についても協議をしていく場を設けているところでございます。

私のほうからはモデル事業の説明でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 本当に、所長の子供の貧困対策を聞かせていただきましたが、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、2番、地域包括ケアシステムの理解度と啓発の現状と基盤指標について。

私が昨年の12月議会でも質問させていただきました折、市長は、このシステムには医療、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供されることが必要で、その構築は平成29年度までに取り組んでいくとの見解を示され、その取り組み状況を報告いただきました。そこで、市長の示された平成29年度も残すところ1年足らずですが、地域住民には構築の現状についてどの程度理解が進んでいるのでしょうか。私の地元の大石地区を例にとれば、ふれあいセンター大石の事業として、5回連続の福祉講座を実施しています。参加は自由参加です。この中で介護保険制度や地域包括ケアについて学び、自分たちの地域で不足するものは何か、自分たちでできるものは何かなど、住民同士で活発な意見が交換されています。このことは、社協だよりも掲載されています。また、江南地区では市主催でうきは市の地域包括ケアを考える協議の場づくりのための勉強会が自治協議会の協力を得て4回シリーズで開催されています。これには、地元住民だけで

なく、地区の商店、企業、介護施設、薬局などの参加もあったところが特徴で、職員さんの働きかけもあってのことだと評価しています。確かに生活支援は地元住民だけでなく、対応できないものもあるでしょう。住民周知にはこのような方法が最も大切だと思いますが、ほかにもさまざまな方法があろうかと思います。私にはまだ十分でないのではないかと不安を感じています。もちろん、市所管課や社会福祉協議会などの御努力は十分理解しています。

そこで、（１）地域包括ケアシステムの構築は平成２９年度までに取り組んでいくとのことだったが、地域住民は構築の現状をどの程度理解していると思うか伺う。

（２）平成２９年度末に、市はどのような包括ケアの基盤ができているか伺う。

（３）生活の基盤は「衣食住」と言われるが、特に食の確保は命をつなぐ上で最も大事な要素である。食の確保に不安のある高齢者等への市の配食サービスは、これからの地域包括ケアの基盤を整えていく上で、さらに充実していく必要があると思うがどうか。

以上、３点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、地域包括ケアシステムの理解度と基盤指標について、大きく３点の御質問をいただきました。１点目が、地域包括ケアシステムの構築の現状と市民の理解度についての御質問であります。地域包括ケアシステムにつきましては、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目途に重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるよう構築していくこととなっております。この地域包括ケアシステムを構築する上での大きな要素でもある介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの体制整備につきましては、平成２９年度までに取り組むこととされております。市の取り組みの現状を地域住民の方々からどの程度理解されているかとのことですが、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成２８年４月より実施しており、サービス対象者である要支援者やチェックリスト該当者の方にはサービス内容を丁寧に説明し、利用いただいているところであります。

次に、在宅医療・介護連携の推進につきましては、平成２８年４月に浮羽医師会が作成した在宅医療相談窓口に関するチラシを全戸配布するとともに、在宅生活を続けるためのガイドブックを作成し、民生委員や自治協議会に配付をしたところであります。

また、認知症施策の推進につきましては、認知症カフェの広報紙での紹介、認知症に関する講演会の開催などを行っているところであります。さらに今年度中には、市民向けの認知症便利帳を作成し、全戸配布する予定としております。

最後に生活支援サービスの体制整備につきましては、現在、一部の自治協議会で協議の場づく

りに向けた勉強会を開催しているところであり、市内全域に拡大していくよう努めているところでもあります。こうした事業を通じて、ある程度市民の皆様の理解は進んできているものと認識しておりますが、今後とも地域包括ケアシステム構築の必要性や取り組みの現状と内容につきましては、あらゆる機会をとらえて周知に努めてまいります。

2点目が平成29年度末における地域包括ケアシステムに係る基盤整備の状況についての御質問であります。先ほどの回答と重複しますが、地域包括ケアシステムを構築する上での大きな要素でもある介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの体制整備につきましては、平成29年度末までに取り組むこととされており、まず、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、先ほども申し上げましたが、平成28年4月から既に実施しておりますので、引き続きサービスの充実に向けて取り組むとともに、集いの場づくりについても支援の強化を図ってまいりたいと予定しております。

次に、在宅医療・介護連携の推進につきましては、現在浮羽医師会が事業主体となり、平成29年度までの福岡県の補助事業として実施しておりますが、市の保健課も協議等に参加し、市と浮羽医師会とが一体となり事業進めております。本事業につきましては、平成30年度以降も浮羽医師会と連携して継続していくこととなります。

また、認知症施策の推進につきましては、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに3名配置し、認知症カフェを支援しているところでございますが、平成29年度中に認知症カフェに対する支援を拡大するとともに、認知症の方の早期診断、早期対応に向けた認知症初期集中支援チームを設置していくこととしております。

最後に、家事援助や外出支援といった生活支援サービスの体制整備に向けては、多様な主体の参画を求めるとともに、主体間の連携、協働により、資源開発や生活支援サービスの提供等を推進していくために関係者との協議の場を設けることが必要であります。先ほども申し上げましたとおり、既に一部の自治協議会では、協議の場づくりに向けた勉強会を開催しており、市内全域に拡大していくよう、平成29年度も勉強会を継続していくこととしておりますので、先行する自治協議会におきましては、協議の場ができていくものと考えております。いずれにしましても、地域包括ケアシステムの構築に向けては、具現化にかかわる課題解決を図りながら、引き続き精力的な取り組みを推進してまいります。

3点目の配食サービスの充実化についての御質問であります。現在、市の配食サービス事業につきましては、うきは市社会福祉協議会に委託して実施をしております。対象者としましては、ひとり暮らしの高齢者等で食事の確保が困難な方々であり、2月10日時点で95名の方々が利用されております。また、利用料金につきましては、生活保護受給の方が1食300円で、それ以外の方は400円で提供しているところでございます。現在実施しております市の配食サービ

ス事業の特徴としましては、山間部を含む市内全域を対象地域としていることと、あわせて安否確認を徹底していることとでございます。民間におきましても配食サービスを提供しているところもございますが、市内全域をカバーしているわけではございませんし、安否確認も徹底しているわけではございません。このようなことから、市の配食サービス事業は食の面から高齢者の健康と福祉の増進を図り、安心、安全な生活を支えていく上で不可欠な取り組みであるものと考えております。なお、サービスの充実につきましては、高齢化が進展する中、重要な課題と認識しておりますが、コスト面との兼ね合いもございますので、今後引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （1）番については、本当に地域包括ケアシステムの構築をできるだけ周知を図るように努力していただきたいと思います。

（2）については、医療、介護、予防、住まい、生活支援の具体的な指標を示さないと住民は理解できないのだと思われまますので、これについてもしっかり理解していただくようお願いしたいと思います。

それと、昨年12月の議会の介護サービスの基盤整備について、1、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所24時間365日の訪問介護、本年度中に整備、2、特別養護老人ホームを4月にオープン、3、認知症カフェの支援、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに3名配置、4、認知症初期集中支援チームの設置、認知症カフェの拡大支援とともに、認知症の方の早期診断、早期対応に向けての設置、5、介護予防対策、ロコモ予防教室、脳の健康教室、げんき塾を行政主導で開催など、対応を図っていくということでしたが、3月の1日の広報「うきは」によると、認知症カフェを市内2カ所に設置とありますが、一部の限られた人のみの利用にとどまっているのではなく、山間部などの人たちにもそのような機会を考えているかどうか伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 認知症カフェにつきましては、2月に咸生閣のほうで新たにオープンしまして、現在2カ所でございます。グループホームたかみのほうと、あと吉井町の咸生閣のほうと2カ所でございますので、認知症の方々やその家族の方々ももっと利用しやすいように、そこは拡大を図っていきたいという方向でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 議事録の中に、「市内の一部の地域では、住民主体の通いの場を開催しており、今後は、これが市内の全域に広がっていくよう市としては支援してまいります」

とあるが、いつから具体的にどこにどのようなことをしようとしているか伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 通いの場でございますけれども、今、御幸自治協議会と御幸通区のほうで開催をされております。それから、今後も市内の各地でそういった通いの場というものができていきますように、財政的な支援をしてみたいし、あと人的な支援もしていく予定でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 家事援助や外出支援といった生活支援サービスの体制整備に向けては、関係者との協議の場を設けることが必要ですが、当面は各自治協議会の単位での勉強会を継続していくこととしているとあるが、この事業に関し、社会福祉協議会のかかわりが明記されていないようだが、この生活支援サービスの体制整備に向けて、社会福祉協議会の位置づけはどのようなになっているのか伺う。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 今申されました社会福祉協議会との関係でございますけれども、平成27年の11月にうきは市と社会福祉協議会、それからさわやか福祉財団のほうで協定のほうを結んでおります。それで、これは支え合いのまちづくりを推進していこうというものでございまして、この中で、社会福祉協議会のほうに地域支え合い推進員という方を2名お願いしております。そういうことから、社会福祉協議会のほうも一緒になって動いていっているということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 現在、私は福祉委員をさせていただいておるわけでございます。そこで、福祉委員について質問させていただきますが、現在、全区で400名弱の福祉委員が活躍されています。全国的にはやり方がさまざまなようですが、我がうきは市では早くから社会福祉協議会が福祉委員設置制度を設けておられて、今では区での選出や活動は一定定着していると思います。今後の地域包括ケアシステムの構築を考えると、この福祉委員さんの役割はますます重要となるのではないかと思います。福祉委員については、第2期うきは市地域福祉計画でもその重要性に触れられており、地域、社協、行政の役割として、地域では福祉委員や地域ボランティアなど、見守りネットワーク活動の支援者を確保し、社会福祉協議会は福祉委員の増員、拡

充を図り、役割や機能の強化のため研修を行い、行政は活動にかかわる民生委員、児童委員、福祉委員などの役割について十分に周知し、活動への理解を求めると明記しています。

そこで、市長さんに福祉委員の役割はどのように理解されているのか、1点目。

2点目は、市は福祉委員の役割の住民周知を行うなど、支援を十分行っているかどうか。その2点お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これから市民の皆さん支え合いのまちづくりが重要なポイントになってきますので、その中で福祉委員の皆さんの果たす役割というのは、大きなものがあると思います。他については保健課長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。（「福祉委員について。福祉事務所長」「失礼しました」と呼ぶ者あり）高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大変失礼しました。福祉事務所長より答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 福祉委員の役割でございますが、福祉委員は議員おっしゃるとおり社会福祉協議会のほうで委嘱をしております。ただし、一部自治協議会では社会福祉協議会と自治協議会の連名で委嘱をしているところもあるところでございます。福祉委員の役割でございますが、福祉委員につきましては、行政区のほうから2名から3名、また大きい行政区については、5名程度のほう、5名ぐらい出していただいておりますけれども、行政区の中のひとり暮らしの人たちの中に立つとか、民生委員、児童委員さんまでも入るのはよくないんですけれども、行政区の中でそういう役割をしていただいているところでございます。

住民周知でございますけれども、広報の中にも福祉委員さんの氏名を出して、住民の周知を図っているところでございます。なお、市としても社会福祉協議会が実施しております触れ合いのまちづくりの中で、そういう福祉委員さんの研修等を開催してあると、開催費用とかについても市のほうの補助金のほうから実施していただいているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 自治協議会の一部に社会福祉協議会の会長の委嘱は必要ないと発言するところがある。福祉委員がやってきた経緯の理解が、今先ほど言いましたように、自治協議会の役員になされていない、十分、自治協議会の役員に話されていないようだ。

福祉委員は地域のボランティアであるが、役割は公共性を帯びており、そのために、公的な団体である社協の会長が委嘱することで、住民も福祉委員に対しての安心感、信頼感を持って相談ができる。また、福祉委員による、もしも事故に対しての賠償責任も保証がなされている。市が

そのところを十分理解させる役割があるのではないかと、そのためにはきちっと福祉委員の重要性和と社協の役割を市が説明すべきと思うがどうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務局長（秦 克之君） 自治協議会が発足しまして、福祉関係についても自治協議会のほうでできるということになりましたので、自治協議会の中でもそういう役割については論議をしているところでございます。

また、自治協議会と市民協働推進課のほうも入りまして、社会福祉協議会とも話し合いをしながら、そういう役割の明確化については努めているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （3）にちょっと関係がありますけれど、弁当の食材は地産地消を基本とし、レトルト食品でなく手づくりであること、自宅までの配食をしており、配食には職員のほか、一日、昼夜の6人のボランティアが協力しており、このボランティアさんの声かけを利用者は楽しみにしている。利用者に異変を感じたり、相談があれば職員を通してすぐに対応できる体制をしいている。

このような住民参加型の行政サービスであることを、市長が議会に説明をし、スーパーで売られている弁当と単に価格比較してしまう議論にどう答えるか、市長。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） うきは市の行っています配食サービス事業でございますけれども、現在、社会福祉協議会のほうに委託をしているものでございます。これにつきましては、先ほど市長の答弁でもありましたように、市内全域を対象としていると。それから、今議員からもおっしゃられました安否確認を行っているということ、声かけでございますけれども、そういうものを行っているということでございます。

確かにスーパーのほうでもお弁当とかは売られているんですけども、ここにつきましては、それぞれの利用者様、市の配食サービス事業につきましては、一人暮らしの高齢者の方々等で食事の確保が困難な方々を対象としておりますので、そこは、まあ、差別化と言ったらあれですけども、スーパーで売られている弁当等を利用されている方との、そこは線引きをしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 市長の平成29年度施政方針の中でも、地域包括ケアシステムの構築も急務と示されておりましたように、しっかり取り組んでいただきと思います。

それでは、3、高齢者等の地域社会の諸問題について。

最近、よく高齢者の交通事故のニュースを目にすることが多くなっている。我がうきは市でも喫緊の課題として捉えなければならぬと思われる。

そこで、うきは市の社協が昨年実施した、市内の75歳以上の一人暮らし、または高齢者のみ世帯によるアンケートの結果の内訳を見ますと、923世帯配付して、回収率が95.5%、問いの1が、「自動車の運転はしますか」ということで、「運転する」というのが41.6%、「不安があるが運転する」が2.6%、「運転しない」が52.3%という結果が出ております。

そこで、（1）高齢者運転免許証自主返納への支援策が各自治体で行われているが、市長の考えを伺う。

（2）一人暮らしの高齢者等で、施設入所や入院している方の耕作放棄地や空き家の管理が問題となっている。市としては、相続放棄や身寄りのない場合の対策等は何か考えているのか。

（3）80代の親と50代の子供の同居生活をめぐる問題、子供が障害を抱えていたり、引きこもりの状態で、これまで養ってきた親が病気等で支えられなくなり、地域や周囲から孤立し生活に困窮してしまう、いわゆる「8050」の問題についてどう考えるかを伺う。

次、老人クラブについて、人口約3万人のうきは市ですが、65歳以上の人口が約1万人で3分の1にも当たります。これらの人の大多数は多種多様な経験を持ち、現役で活躍している人もいれば、経験も生かす場や新しい活動の場を持っている人も大勢いるのではないかと思います。

うきは市では、高齢者の当事者団体として老人クラブ連合会があり、市の老人クラブの活動に補助金を交付しているところです。市老人クラブ連合会の総会資料を見ると、会則では、その目的には、「老人福祉の向上及び地域社会の発展に寄与する。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりに努める」と明記され、そのためには親睦活動のほか、研修や会員の相互の声かけ活動、車椅子や福祉用具の点検などの奉仕活動などをされています。

活力あるうきは市を創造していくには、この1万人の知恵と力が必要不可欠です。いわゆる高齢者の参画があらゆる場面でも、その多様な経験と知恵が地域に還元され、地域社会の発展につながる、活力あるうきは市になることで、総合計画の目標の一つである、誰もが生き生きと安心して健康に暮らしているうきは市へとつながるものと確信しています。その意味において、高齢者の最大の当事者団体である老人クラブとの連携と自主活動の支援は必要不可欠であると思われます。

そこで、（4）老人クラブは、会員の加入率の低下やリーダーのなり手不足が課題となってい

るが、老人クラブは地域社会の発展への寄与、生きがいつくりや奉仕活動に貢献しているが、市の支援策等について伺う。

以上、4点について伺う。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、高齢者等の地域社会の諸問題について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、高齢者の運転免許証の自主返納についての御質問であります。近年、高齢化の進行とともに、全国的にも高齢運転者による交通事故が増加をしており、その対策が必要となってきました。

対策の一つとして、本年3月12日から改正道路交通法が施行され、75歳以上の高齢運転者が一定の交通違反を行った場合の認知機能検査と高齢者講習が強化される予定であります。

うきは警察署管内におきましては、昨年1年間の人身交通事故の発生件数277件のうち、149件がうきは市内であり、そのうち高齢者が起こした事故は44件であります。事故数自体は前年から5件減少した中で、高齢者の事故は10件増加をしております。

他県下では、6市4町で自主返納に対する優遇措置を実施しており、近隣では、朝倉市やみやま市が実施をしております。具体的な内容としましては、コミュニティバス、路線バス、あるいはタクシーの回数券や乗車券等の交付が多いようであります。

また、福岡県におきましても、平成28年度から平成30年度の間ではありますが、高齢者の運転免許証の自主返納支援策に対する補助制度を設けているところでございます。

しかしながら、うきは市内の公共交通網は非常に脆弱で、自家用車以外に移動の手段がない地域がほとんどであります。市といたしましても、浮羽町域の平たん部にうきはバスを運行し、また、小塩地区と妹川地区には予約型乗り合いタクシーを、そして新川・田籠地区には西鉄バスで対応しているところでございます。

しかしながら、便数の関係等から、買い物や通院等の移動に自家用車の使用は不可欠でありまして、現実として、多くの高齢の方が運転をされているものと思っております。

したがいまして、高齢運転者を交通事故の加害者にしないためにも、免許証自主返納支援策の重要性は理解をしておりますが、地域の交通手段確保とセットにして検討していかなくてはならないと考えております。

今後、今申し上げた2つの取り組みを総合的に検討することにより、高齢者の方にとって住みよい地域の実現を図ってまいりたいとこのように考えております。

2点目が、一人暮らしの高齢者等で相続放棄や身寄りがない場合の対策についての御質問であります。うきは市社会福祉協議会は、市民の身近な相談窓口として各種相談を実施してござい

す。

平成27年度の実績を見ますと、弁護士無料相談におきましては、87件の相談の中で相続相談が最も多く24件でございました。また、司法書士相談25件中、7件が相続関係相談で、これにつきましては2番目に多い相談内容となっております。

これらの相談事業は、ふれあいのまちづくり推進事業の一環として行われており、うきは市もこの事業に対して補助金を支出しているところであります。

相続の問題につきましては、市民の皆さんの関心も高い状況ですが、個人の財産にかかわる問題ですので、行政としては慎重に対応していく必要があると考えております。

なお、認知症等で判断能力が不十分な場合は成年後見制度があります。身寄りのない人や親族がいても協力を得られない人で、本人に対する法的支援を行う上で必要な場合は、市長が申し立てをすることができます。

3点目が、8050問題についての御質問であります。うきは市におきましては、昨年、民生委員、児童委員の協力により引きこもり調査を行い、人数等の実態把握に努めております。

また、相談があれば、状況により、うきは市がうきは市社会福祉協議会に委託している障害者相談支援事業、不登校・引きこもり対策相談支援事業、生活困窮者自立支援事業により、対応を行っております。障害がある方や引きこもりの方で就労を希望される方に対しては、生活困窮者自立支援事業により面接を行い、その方の能力に合った仕事を探すとともに、就労訓練を実施しております。

このような対応に加えて、うきは市では平成29年度に、厚生労働省が実施します「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業に応募をしております。この事業は、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを通じて、他人事を我が事に変えていくような働きかけを行っていくものであります。本事業の支援対象者例として、要介護高齢者の親と無職で引きこもり状態である子供とが同居をしている世帯のケースが想定されております。

このような対応を通じて、うきは市における8050問題への対応を図ってまいりたいと考えております。

4点目が、老人クラブに対する市の支援策についての御質問であります。老人クラブにおかれましては、仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりや知識や経験を生かした、地域を豊かにする社会活動に取り組むことにより、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努められており、高齢化社会の進展に伴い、その役割はますます重要なものとなってきております。

こうした中、現在、うきは市では、81の老人クラブにおいて約5,300名の方々が活動されております。

老人クラブにつきましては、老人福祉法第13条第2項において、地方公共団体は老人福祉を

増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブ、その他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないこととされております。

うきは市におきましては、老人クラブの活動を支援するための補助金を交付しているところでございます。

また、議員が御指摘のとおり、近年、会員数の減少が見られておりますので、4月3日の区長業務説明会において、うきは市老人クラブ連合会会長に、老人クラブの取り組み等について御説明いただく場を提供するとともに、広報紙等を通じて活動内容の紹介等を行っていくとともに、より会員増に向けた支援を行っていくこととしております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （1）の高齢者運転免許証自主返納の件につきましては、14番の藤田議員のほうからまた質問があるかと思っておりますので、（3）の件ですが、8050の問題ですが、障害者等、その人たちの親の高齢化を考えた場合、親なき後をいかに考えるか大きく問われる、地域での援助などそれらを支える人と、その人を支える行政的仕組みや整備の必要性を十分考えていただきたいと思っております。

それと（4）につきましては、最大の高齢者当事者団体である老人クラブの活動が、自助活動だけでなく、積極的に介護予防や総合支援活動に能動的に動き出そうとしている。

しかしながら、老人クラブの会員の加入率は6割を切っている現状がある。これからの高齢化社会を考えると、3分の1の高齢者層の活躍、活動なくては乗り切れない。

まだ一定の加入率がある今のうちに、早期に老人クラブの組織活動を支援していくことが地域包括ケアにすることとなると思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、質問を終わらせてもらいます。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、9番、諫山茂樹議員の発言を許します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ただいま議長から許可を得ましたので、3つの件名について通告書に従いまして、質問いたします。よろしく申し上げます。

まず、1件目ですが、公共施設整備について質問いたします。

我がうきは市においても、昭和60年前後の高度成長期ごろ建設された施設が多く、しかも、合併前に各々の町で同様の目的で設置されているものもあり、精査して効率的な管理が求められております。

今後、人口減少や高齢化が進む中で、長期的な展望で公共施設等の更新、統廃合、長寿命化、最適な配置検討などを総合的かつ計画的に推進し、財政負担の軽減や市民サービスの向上に努め

なければなりません。なお、今後、地方交付税の漸減も予想される厳しい財政状況の中でありますので質問いたします。

1つ目、平成26年4月22日付で、総財務第74号総務大臣通知により、公共施設等総合管理計画策定の通知が出され、うきは市もようやく、うきは市公共施設等総合管理計画素案が完成しております。

いよいよ実施計画書がつくられ、それに基づいて必要な施設は新設や改修など公共施設整備が実行されると思うが、この機会を逃さず、国からの交付金、民間の資金、経営能力、技術的能力などを効率的に活用するPFI方式を採用し、大幅なコストダウンを図るよう提案するので、見解を伺いたい。

2つ目、イギリスなど海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が実施されておまして、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設整備や再開発などの分野で成果をおさめているとの情報であります。

今後、当市で「PFI方式」を採用するとしたら、対象施設は道路、水道、下水道や庁舎ほか、公営住宅などの公益的施設が予想されます。大変幅が広いので、どのような分野を考えていく計画か伺いたい、もしやるとしたらですね。

以上、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、公共施設整備について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、公共施設のPFI方式導入についての御質問であります。PFIは、今御指摘のとおり、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法でございます。

今、PFI方式のメリットとしては、一般的に、調査、設計、建設、運営、維持管理といった一連の業務を包括的に発注することで、民間の豊富な経営ノウハウや技術が生かされ、利用者である市民に対しても良質な公共サービスが提供されると、このように言われております。

一方、デメリットとしましては、事業規模によっては相当の時間と費用がかかることが上げられております。

PFI事業の実施に当たっては、基本計画の策定、事業手法の検討、PFI導入の可能性調査が必要になります。その事業がPFI事業として成立するかどうか、すなわち従来型の発注方式で行った場合とPFI方式で行った場合とをライフサイクルコストを比較検討し、投資に対するメリットがあるかどうかを分析しなければなりません。

PFI方式の導入に当たっては、民間企業からの意向調査や地域特性に応じた条件整備等を調

査し、総合的に勘案した上で検討を進めていく必要があると考えております。

2点目が、本市でPFI方式を採用とする場合、どのような分野を考えているのかという御質問であります。PFI方式導入による事業推進は、公共施設のあり方を考えたとき、有効な手法の一つであることは間違いないと考えております。

今後検討する候補としては、公営住宅の建てかえや下水道施設などのインフラ整備のほか、公園などの運営や維持管理が挙げられると考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 一応、PFIのメリットとデメリットも大体わかっておられるようでございますので、その点では質問をしないようにしたいと思います。

PFIの基本理念や期待される成果を実現されるための、PFI事業にはどのような性格が要求されるのかというのを聞きしたいんですが、それはいいとして、こちらから申し上げますが、公共性の事業であることがまず第一前提だと、これはもう当然わかっておられることですね、公共性原則、それから、民間の資金、経営能力、技術能力を活用すること、つまり、民間経営資源活用の原則、それから、民間の自主性、創意工夫を尊重する効率性原則というようなこと、それから、公平性、透明性を尊重しなければいけない、各段階での評価決定について客観性があること、客観性原則というような幾つかのそういう要件が求められているようでございます。

国や地方公共団体の事業コストの削減とか、効率的で効果的な質の高い公共サービスの提供を目指して、我が国では民間資本の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律、これが平成11年7月に制定されて、平成12年3月にはPFIの理念として、その実現のための方法を示す基本方針が出ておると思います。

当市も公営住宅の建設も既に近まっておりますので、早目から勉強を開始して、すぐにはなかなかできにくいと思いますので、今度の生涯学習センターとか、これにはちょっと間に合いそうにありませんけれども、住宅関係、早目から情報収集して勉強していただきたいというふうに思うんですが、その点いかがでございましょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。やはり、うきは市にPFI方式の手法を導入した場合の、やっぱり私が一番懸念するのは、やはり民間事業者の、いわゆる採算というか、投資するメリットがあるかどうかということが一番のポイントでありますので、人口3万の小さなマーケットで、果たして民間事業者が参入されるのだろうかという大きな懸念を持っております。

そういう面で考えますと、私はもっと官民連携という言い方でいきますと、PFIだけではなくて、PPP（官民連携事業）というのものもあるわけです。

P F I を包含する大きな領域として P P P がありますので、むしろ P P P の中で、官民連携でしっかり民間の経営ノウハウ、あるいは資金力、さらには技術力をもっと生かせるような、そういう手法がないかしっかり検討していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） P P P、つまりパブリック・プライベート・パートナーシップは、民間の資金のみならず経営資源を幅広く取り入れて、公共と民間の協働による効率的な公共サービスを提供するというのが P P P であります。

P F I も、この P P P の一環でございまして、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、これはイギリスで生まれたニュー・パブリック・マネジメント、市長がよく言われます民間手法を活用しようと、これも私は同感していますし、毎回提案しているところでございます。これは N P M の手法の一環でございまして、決して変わったものではございません。P F I も P P P も同じ考えのものでございます。

そこで非常に心配されておるようではございますけれども、人口が少ない、2万足らずと言いますが、既にそれを積極的に活用しているのが大刀洗町であります。大刀洗町とか、それから佐賀県みやき町、町ですこれも。町営住宅を107件建てている。それから、鹿島市とか太良町とか、そういう小さい自治体ほど、やっぱり危機感を感じて、少しでもコストダウンしようじゃないかという、僕は危機意識があるんじゃないだろうか。これも後でまた、みんなで反省しなきゃいけないんですが、こういう情報は早目早目に、県からとか国からとか情報をいただいてから、じゃあ、やろうかなと、検討しようかなじゃなくて、早く先取りして、そして自分から提案して、積極的にこれを進めていくという姿勢が僕は欲しいというのを最後に申し上げたかったんですが、そういうことでありますので、ぜひ、次の市営住宅については、今からやっていたら十分間に合いますので、ぜひ、情報収集なり勉強を開始していただきたい。そして、次の次期市営住宅の建設に活用していただければというふうに思いますので、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先月でしたか、2月16日に国土交通省主催の P F I、P P P、官民連携事業推進のための九州・沖縄ブロックプラットフォームという首長の意見交換会がありました。私も出席させていただきましたし、私どもの職員も同席をした中で、しっかり九州・沖縄のブロックの中で、この P F I、P P P の取り組みについて議論をしてきたとおりであります。

議員御指摘のように、新しい、市民の皆さんへ良質な公共サービスをどう提供するのか、そして安価なサービスをどう提供するのか、本当に大きな手法でもありますので、しっかり勉強をさせていただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） メリットをもう少し詳しく申し上げたいと思うんですが、設計、施工の一体的な事業の展開によつての軽減とか、設計、建設工事、監理の一体的発注にて、庁内職員の業務低減が見込まれると。特に当市のように、専門的な技術屋さんがない市におきましては、やはりこれはメリットが大きいというのが一般的に言われております。そういうことで、人材確保の面でも非常にメリットが大きいのではないかと。それから、工期も比較的短縮できるというふうなことを言われています。それから財政負担の平準化など、メリットが多いようでございます。

具体的にどういふふうなところから始めたらいいかというのを、僕なりに勉強したんですが、1回か2回、説明会に行ったくらいで、まだまだというふうに判断したんですけども、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会というのがありまして、PFI事業の助言とか、相談窓口として活躍している法人がございますので、そういう法人をやっぴり活用していただいて、ぜひスムーズにそちらのほうに入り込めるように、なかなか最初はちょっと心配な点があるかとは思いますが、まずはそちらのほうの、そういう財団に入りまして、そしていろいろな情報を収集しながら勉強していったらいかかであろうかというふうに思っているわけでございます。

よその例でございますが、鹿島とか結構やっております、ある市では、ニュープラザといひますか、そういうのをつくるのに、総金額はわかりませんが、3億円ぐらひのコストダウンができたというふうなことも言われておりますし、とにかくメリットは大きいというふうに思ひうわけでございます。

市長からは今答弁していただいたように、積極的な前向きの取り組みを始めていただくというこゝで、最後の確認をしたいと思うんですが、勉強しながら、そして、ちゃんと調査して、自分も検討して、熟慮して、そして断行していただければ結構でございますので、そういう線で、ぜひとも進んでいただきたいというふうに思ひますが、一言を。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） PFIの概念ですが、いま議員、御指摘、イメージされているのは、BOT方式とかコンセッション方式を頭に入られていると思ひますが……。 （「はい、BOTを……」と呼ぶ者あり） 実は、指定管理者制度も大きなPFI事業であります。 （「そうです」と呼ぶ者あり）

先日、首長意見交換会のときも、うきは市の取り組みとして、実にはうきは市は47施設に指定管理者制度を導入しているという話をしたんですが、皆さん驚いておられました。

でも大半は、地元のコミュニティ団体が指定管理者になられているんですけども、純粋な民間事業でいくと2件しかないわけですね。まずアリーナ、そして西別館のゆうゆうセンター、この2件だけなんですけれども、その現実を見てみますと、やっぱり私の頭にあるのは、この3万の

町で、その民間事業者が投資する、投資のメリットがあるのか、そこに尽きると思います。

その2件につきましても、なかなか、いろいろ協議させていただいているんですが、いろいろ議会の中でも御心配をいただいているとおおり、思うように大きな改善が見られない中で苦慮しているわけなんです、こういうマーケットの小さな自治体で、果たしてそういう新進気鋭の民間事業者の資本参入というのは、どう切り開いていくのか。それをしっかり、いろいろ我々も工夫しながら呼びかけをしなくてははいけませんので、そういう点では、しっかり、先ほどから言っていますように、今後勉強してまいりたいとこのように思っているところであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 小さい小さいと言いながらも、今やっておられる大刀洗とか太良町とかみやき町とか、小さい町が積極的にそれを採用して効果を上げているとの情報で、8%から10%ぐらいのコストダウンができたと言われておりますので、十分その、担当者でも行ってもらって、やっぱり勉強していただくということが大事じゃないかというふうに思います。よろしく願いをいたします。

日本経団連のことしのキーワードは何か御存じですか、経団連の会長が言われたキーワード。では、通告外ですから、私から言いますが、「変革」であります。新しいことにチャレンジすると、そして革新し、変えていくと。積極的なチャレンジということを言われておりますので、ぜひ、その点も頭に入れていただきたいと。

それでは、次に入りたいと思います。

小中学生の情緒力や読解力向上について質問をいたします。

私は平成27年議会の一般質問において提案質問をしていましたが、子供の学力向上はもちろん、社会人になっても国語力を強化し、読解力を向上させることは非常に大切であると考えております。そのためには、小学校低学年のころから読書の習慣を身につけ、読書量を多くして、読書力を身につけ、そして国語力を高めると。

そのような中で、昨年3月に実施された国際数学・理科教育動向調査で、日本の小中学生の平均得点が4年前の前回調査よりも上昇していた。これは喜ばしい限りであります。経済協力開発機構（OECD）が公表した結果では、各教科で2位から5位と好成績でありました。これはいいことである。

その反面、読解力では前回の4位から8位となり、平均点も低下し、文章から情報を読み取り、自分の考えを記述する基本的必要な力が問われておるということでもあります。

1つ目、学力向上を期するならば、情操教育、すなわち情緒力を育むことが認識しております。なぜなら、学力の重要要素である理論的な思考力の基盤は情緒であり、言語、語彙を使う行為で、

国語力とともに小中学校時代では非常に重要と考えております。

また、情緒教育は道徳心をも養うし、ある論理の中から最も本質的なものを選び出し、価値判断して論理的思考で問題を解決していく力が今後の国際社会では重要と考えます。

情緒力を育む教育や読解力の強化は、今話題の人工知能（A I）の基礎となる数学や理科の学力向上にも極めて有効と考え、施策の強化、実践を望むので、所見を伺いたい。市長にお願いしたい。

それから、2番目が、毎年行われている全国学力テストでは、応用力B問題の正答率が非常に低いということであります。そういうことで、とにかく全体的な学力は上がっているけれども応用力は低いということであります。

読解力につきましては、前回4位から8位に大幅に転落している。地方教育審議会の学習指導要領の基本方針答申でも、文章とか資料などから必要な情報を酌み取り、自分の考えをまとめる読解力の向上を重要課題と位置づけておるようでございます。

そういうことで、語彙力の強化とか文章を読む読書の充実が明記されております。つまり、問題文を読んで、その問題内容が理解できないことが問題。何が問題かという、その要求されていることがわからないと、それを読んでですね。つまり読解力が低いためだそうでございます。

そういうことでありますので、読書量向上など文章を読む学習の充実とか語彙力の強化などにて、学問の基本であります言語能力を高めて、読解力を強化することが喫緊の課題と考え、読書活動推進に関し、基本理念や市の責務、保護者、学校の役割などを明らかにして、施策の展開を図る狙いで、仮称であります、「うきは市子ども読書活動推進条例」の制定を提案するが、見解を伺いたい。

以上、1回目の質問でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 高木市長、答弁。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま小中学生の情緒力や読解力向上について、2点の御質問をいただきましたが、まず私のほうから、2つ目の「（仮称）うきは市子ども読書活動推進条例」の制定についての御提案に対してお答えをして、1点目の読解力の向上に向けての市としての見解と施策についての御質問に対しては、教育長のほうから答弁をさせます。

それでは、「（仮称）うきは市子ども読書活動推進条例」の制定についての御提言でございますけれども、うきは市では、うきは市子どもの読書活動推進計画を平成24年度に策定し、平成25年度より、5カ年計画で現在実施中でございます。

計画の大きな柱としましては、うきは市内の小学5年、6年生に対して行う、うきは市小学生読書リーダー養成講座、それから、10カ月乳幼児健診に来られた親子に絵本を2冊プレゼントするブックスタート事業、そして読書ボランティアの読み聞かせ技術向上を図る絵本の読み聞か

せボランティア養成講座、市内保育所等に月1回、小中学校に学期ごとに1回本を配送する団体貸し付け配送等がございます。これらの取り組みにより、学校、家庭、地域における子供の読書活動が推進され、子供たちの読解力の向上につながっているものと考えております。

平成30年度からは、うきは市子どもの読書活動推進計画第2次計画を策定する予定でありますので、平成29年度にうきは市子ども読書活動推進協議会を立ち上げて、計画の内容について検討を行います。

御提案の仮称うきは市子供読書活動推進条例等につきましても、その中で協議を行ってまいりたいと考えております。引き続き教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の読解力の向上に向けての市としての見解と施策についての御質問でございますが、読解力については文部科学省の平成17年12月の読解力向上プログラムでは、みずからの目標を達成し、みずからの知識と可能性を発展させ、効果的に社会に参加するために書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力と定義されております。すなわち、文章や資料から情報を取り出すことに加えて、解釈、熟考、評価、論述することも含まれるものです。

議員御指摘のように、全国学力学習状況調査では特に国語Bにおいて読解力を問う問題が出題されています。うきは市では、今年度小学校の国語Bにおいては全国平均を上回り、中学校においては昨年よりも上昇している結果となっています。この読解力はこれからの社会をたくましく生き抜くためにますます重要となってくる学力であり、さらに伸ばしていく必要があります。

うきは市では、3年前から読解力を育成するために教育センターの委託研修で小学校国語科の授業改善に係る研究を行ってまいりました。研究の成果として、読解力を身につける手法の1つとして、1時間の授業の中に必ず自分の考えとその根拠をキーワードとして使い、字数を制限して書いたりする場を位置づけることが有効であることが明らかとなり、各小学校で実践をしているところです。今後はこの授業改善を中学校と連携して進めていく必要があると考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 読解力が重要だということは教育長も市長も十分理解されているというふうに思います。何といたってもこの読解力、いろいろ施策やってもらっていますからプラスになっていると思うんですが、まずは読書をやらないと力が出ないというのはいろんな学者が申されておりますよね。とにかく読書の習慣を子供のときから、小学校、中学のときから身につけさせるというのも非常に大切じゃないかというふうに思います。そういうことで条例を提案したんでありますが、体系的にやっていくようなです、しかしちょっとハードルが高いというか、今後いろいろ検討していかれるという答弁はいただきましたので、これだけ専門家の意見が一致

して対応の必要性が迫られている重要な課題でありますので、ひとつ長い目で見て計画的にステップを踏んで読解力を高めていくような、そして読書量、これに一番大切な読書量を多くしていくというようなことを今後の改定が出ますよね、その後いろいろ計画していくと思いますので、教育長にお聞きしたいんですが、2020年ごろから国の新しい学習指導要領に基づいた計画をいろいろ策定して施策の展開をしていくと思いますけども、どういう形で計画的にそれに折り込んでいくか、特に国語力について入れていただくか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員の御指摘は次期学習指導要領に向けてどういうふうに学校は読解力向上のために取り組むのかということかと思えます。

次期学習指導に向けては、まず小中学校におきましては先生方協力していただきまして、うきは市の小中学校の基底カリキュラムというものをつくります。（「基底」と呼ぶ者あり）はい。これは国語であればこういう内容をこういうふうに勉強するとそういった部分、あるいは社会であればとそういったものをそれぞれつくります。そして、その基底カリキュラムを受けて今度は各学校がその自分の学校にあった特色あるカリキュラムを作成していくという過程になっております。したがって、その前提となる基底カリキュラムは、これは学習指導要領の趣旨を受けた形でございますので、当然議員御指摘の読解力の重要性というものをそういうカリキュラムに反映していくという形になる、そのような手順でございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。じゃあ、ぜひそれをしっかりと反映させていただきたいというふうに思います。

次に、まあこれもやっていると思うんですが、市長、NIEというのは御存じですか。NIE、教育用語でNIE。（「ああ、はい」と呼ぶ者あり）これは常識でございます。済みません、ニューズペーパーインエデュケーションの略でございます。通告外で申しわけない。全国学生の調査では、新聞をよく読む子供ほど、新聞をよく読んでいる子ほど学力が高いというふうに言われておりますので、うきは市としては教育長からでもいいんですが、新聞をどのように教育に生かされているかちょっとお聞きしたいと思うんですが。市長からでもどちらからでもいいですけど。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘のNIEは、学校などで新聞を教材として活用すること、そういうふうに定義されております。具体的には国語で、例えば新聞の論説、そういったものの読解、あるいは社会科で具体的な資料教材と、そういったものを活用させていただいております。

これは小中学校ともに行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 政府は学校図書館の図書整備を5カ年計画でやっていこうということで、そしてその充実のために100億円の交付税をふやすという情報が流れておりますので、もし新聞なんかは不足しているようであればまた十分揃えて、十分生かしていただければいいんじゃないだろうかというふうに思います。

それから、読書関係はもう十分やっていただき……それで高校生が2016年では月に1冊も本を読まないというのが57%だそうです。それから、中学生でも2013年で55.2%、2016年では63%が月に本を1冊も読まないという状況でありますので、くれぐれもお忘れなく本を読むような施策の展開、これはぜひともよろしく願いを申し上げたいと思います。とにかくスマートフォンなんかを使っているために短文のコミュニケーションができないというようなことから、とにかく新聞とか読書量が少ないというのが一番の問題というふうに言われております。

あとは条例関係は……とりあえずそういうことですね。それで、とにかくぜひ最後にちょっと申し上げたいんですが、北九州市は既に条例を制定しております。それから那珂川町とかそういうところも読書条例を制定して積極的に取り組んでいるようでございます。そういうことでございますので、佐賀県の神崎市出身の下村湖人が言われている言葉で、これは思想家でもありますし次郎物語を書いた作者であります、何もしない人に過失はない、しかし何もしないことほど大きな過失はないと。何かやりなさい、何かやろうじゃないかと、やらなきゃいけませんよというようなことを言われておりますので、ぜひ大きいことじゃなくてもいいから少しずつ計画的にお願いしたいというふうに思います。

それから、国語力の大切さをもう1つ最後に申し上げたいんですが、三菱総合研究所の予測では、人工知能（AI）が普及すると2030年には国内総生産の50兆ふえる反面、雇用者数は240万人減ると、がばっとそれに持っていかれるということだそうです。しかし、そこで言われているのがAI、人工知能のほうが人間より効率的にできる作業ちゅうのは暗記するとか手順どおりの仕事をするとか、データを分析して、そういうものは非常に得意とするということだそうです。しかし、人間のほうがまさると言われておりますが、データを分析して物事の意味を理解して考えると、表現する力ちゅうのはこれは人間のほうがいいということでありまして、とにかく人間の強みを発揮するような国語力、そういうのをつけて人工知能に負けないようにやろうじゃないかというのが私の願いでございます。つまりAIちゅうのは読解力に弱いということですので、これを強化して、そして人工知能に負けないような人間になっていこうじゃないかということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。よろしく願いしておきま

す。

それから、最後に幼児教育や園児、児童・生徒の安全対策についてお伺いしたいと思います。幼児教育に関しては、厚生労働省所管の保育園、文部科学省所管の幼稚園、内閣府所管の認定子ども園の3つがあることは御承知のとおりであります。幼児教育は子供の教育生活のスタートであり、重要な時期でありますので、教育の基礎となる幼児教育を主体に質問いたします。

幼児教育に関しては、認定子ども園教育・保育要領、幼稚園保育要領の第一章総則において教育という言葉で出ておまして、保育方針においても第3章保育の内容で教育に関して述べられております。この3つの園の教育について、それぞれどのような認識をされて教育が実践されておるのかお伺いしたいと。

2番目、食物アレルギーは特に乳幼児に多いと言われております。赤ちゃんの10人に1人、3歳から6歳は20人に1人が食物アレルギーと言われておりますが、園児一人一人の安全や健康増進を図るためにどのような対応をされているかお尋ねしたい。

それから3つ目ですが、保育園、幼稚園、認定子ども園に共通することではありますが、園児の事故防止、安全対策にはどのような取り組みをなされているか。加えてこの項目だけは小学校、中学校についてもお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 高木市長、答弁。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま幼児教育や園児、児童・生徒の安全対策等について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目が保育園、幼稚園、認定子ども園における教育についての御質問ですが、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、1947年4月1日の学校教育法の施行によって正式に学校として位置づけられました。

幼稚園は文部科学省の幼児教育課の所管学校で、大学、大学院までの教育体系の中の一環として組み込まれております。教育内容は幼稚園教育要領の中に示されているとおり、その内訳は健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域となっております。

学校教育法第26条では、幼稚園に入園することができるものは満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児となっております。

次に、保育所ですが、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を、保育所保育指針に定めております。この中では、教育とは子供が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、教育、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域から構成されているものとしております。生活習慣や家庭で体験するようなことを支

援、健やかな成長を伸ばしていくことが保育所における教育の意義であると認識をしております。

また、認定子ども園における教育につきましては、幼児教育と保育を一体的に提供するもので、基本的には幼稚園と同様なものと認識をしております。

いずれにいたしましても、幼児期の教育につきましては人格形成の基礎を培うものには変わりないと認識をしております。

2つ目と3つ目の質問に対しましては、教育長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の、食物アレルギーへの対応についての御質問ですが、食物アレルギーにつきましては調布市立富士見台小学校の事故を受け、文部科学省は平成25年5月に学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議を設置し、再発防止のための検討を進め、平成27年3月学校給食における食物アレルギー対応指針として取りまとめられています。

うきは市ではこの対応指針にのっとり、ことし2月に学校給食における食物アレルギー対応の手引きを策定し、各小中学校へ周知したところですが。保育所、幼稚園につきましても食物アレルギー対応の手引きを配付し、取り組みを進めているところでございます。

また、保育所につきましては、保護者より児童に食物アレルギーがあるとの申告を受けた場合は、医療機関の証明をつけていただくようにしています。その証明により対象材料を除去して、児童の給食をつくっています。さらに、間違えて配膳しないように立て札等で誰でもわかるようにしています。今後も食の安全・安心を第一に食物アレルギーへの対応を図ってまいりたいと考えます。

3点目の、園児、児童・生徒の事故防止、安全対策についての御質問ですが、ことしの1月13日に発生した大川市立川口小学校での事故を受け、改めてうきは市内の全小中学校へのサッカーゴールやバスケットゴール等の固定状況について調査を実施しました。固定が不十分なものについては、くい等を購入して確実に固定するように指示を行いました。

市内の小中学校にはサッカーゴール26台、ハンドボールゴール12台、バスケットゴール9台、その他移動式遊具やバックネット等5台があり、全ての器具等をくいやおもり等で改めて固定する対応が終了いたしております。

これまでも定期的な安全点検を行ってきましたが、学校経営要綱に安全点検の日を明記し、教職員の意識化を図り、失念がないよう確実に安全点検を行うようにしてまいります。

また、保育所におきましては週1度遊具の点検を行い、ヒヤリハットがあった場合は備えつけの記録簿に記入し、情報の共有化を図っています。

月1回の避難訓練については、火事、地震、不審者等を実施し、訓練後に職員会議を開き、改

善に努めています。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 幼児教育については十分わかりました。

アレルギー問題であります。緊急、当然入ってると思うんですけど、緊急、起きたときの緊急時の危機管理体制といいますか、そういうものの整備なり研修の充実が大事じゃないかと。起きたときに職員が取るべきマニュアルというか、アクションカード、こういうことをやらないかんよというのをぴしっとわかりやすく書いたやっぱり教育なりそれも必要だろうと思いますが、その点どういうふうになっているかちょっとお尋ねしたい。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど申しました富士見台小学校のときも、最初の14分の対応が問われたというふうにお聞きしております。そういった意味で、万が一のときの対応ということにつきましては先ほど申しました食物アレルギーの対応の手引き、あるいは各学校経営要綱のそういう緊急時の手引き、そういったもので明記しておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） その中にぴしっと書いてあるわけですね、対応策まで。はい、わかりました。

厚労省の調査では、親が医師と相談せずに食事制限していると、勝手にです。そういうことが42%ぐらいあるんだということをお聞きしておりますので、これは非常に危険だということだし、また栄養バランスの面でも不適合でありますので、くれぐれも親に対するそういう呼びかけなり注意なり、それをぜひ図っていただきたいと思いますがいかがでございますか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 新入学時、小学校、中学校、そういった際に食物アレルギーにつきましてはきちんと説明をし、また医療機関等の証明をもらうように、またその証明のやり取りの中で保護者の方と個別の面談、そういったものも実施いたしております。こういったことをさらに周知徹底してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。

この前の算数、数学、理科の基礎学力調査のときに、小学4年生の保護者にアンケートを取ったそうなんです。そこでもやっぱりその結果では小学校入学前に本を読ませたり、文学や数字を書いたりまではあれでしょうけど、本を読ませていろいろ来た子供ほどその学力が高かったというデータも出ておりますので、重ねて前回とダブりますけれども、幼児期からの読書に親しむ子

供の教育と申しますか、それを継続していただきたいなというふうに思います。ですから、読み聞かせとかそういうものは当然幼児期からやっていると思いますので、そういうものの強化をぜひお願いしたいなというふうに思っております。それはもう答弁は結構でございます。

それから、幼児教育と小学校教育との円滑な移行を目指して接続カリキュラムの作成とか、教師と保育士との連絡協議会とそういうのもこの前私たち視察に行った敦賀市では積極的にやっておるようでございますので、そういう研修とかそこら辺のつなぎの問題、そこら辺はどうなさっているか一言お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今議員が言われたように、確かに保育園、あるいは幼稚園と小学校の連携というのは非常に重要かと思えます。基本的にその子供たちにどういった内容を身につけておいてもらいたいとかそういったことも含めてなんですが、現在そういうふうな連絡というものには密にいたしております。

特に指導上留意すべき子供さんにつきましては、就学指導等を通じまして一緒に話をしながら、保護者の方とも話をさせていただきながら連携に努めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 乳幼児に集中しますけれども、調査の結果、新聞に載ってたんですが、全国の7割が総合教育会議の場で乳幼児の教育、保育についての議論がなされていないという新聞記事がありました。うきは市の場合はその点ちゃんとかこういう総合教育会議なんかでも乳幼児の議論もなされているかどうかちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総合教育会議、何回か開いたところでございますが、現在のところではまだ幼児教育等についての議論は行っておりません。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） そうですか。将来のことはまだ考えておりませんか。お尋ねします。現時点ではやってないということですけども、将来必要性は感じているのかどうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 現在のところの議論は教育大綱に沿って行ってきております。そういった流れの中で教育全般にかかわる話し合いの中では議員御指摘のようなことにつきましても論じていくような場面も出てくるのではないかと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。

それから、一番最後に安全であります。これは教育長も十分御存じと思うんですが、安全対策

でハインリッヒの法則というのは御存じですよ。1つの重大事故の下には29件の軽微な事故が発生して、その下には300件のヒヤリハットがあったということでもあります。この吸い上げをぜひ制度化して、そしてそれをシステム化して回していただきたいと。つまりPDCAです。その収集したデータに基づいて、ヒヤリハットのデータに基づいてPDCAを回していただきたいというふうに思います。これは小学校、中学校、保育園、幼稚園についても言えることだというふうに思いますので、その点このハインリッヒを活用した安全対応はどう考えられているか。もう既にヒヤリハットの吸い上げはやっていると言われておりましたので、再度ちょっと確認したいなというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど保育所におけるヒヤリハットにつきましては、申し上げたとおりでございます。小中学校におきましても、例えば給食の中に異物が混入しているとかそういう事例でございます。そういうものは全て教育委員会のほうに上がってまいります。その中で校長会を通じて徹底したりいたしております。

また、先般の食物アレルギー対応につきましては、これは校長、それから調理員、それから栄養職員、そして養護教諭、学校全てから来ていただきまして、徹底する、またお互いが共通理解するということを進めておりますので、今後ともそういった対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） それから安全点検につきましては、大川の場合はチームはつくっておられたけれども失念したと、忘れておったということでもあります。こういうことでは大きな問題、解決になりませんので、そういう忘れておっても上司が気づきやすい、ほかの人が気づいてる、ここは点検やってないがどうだろうかというようなそういう組織体制づくり、これが大事だと思えます。失念してああいう重大事故が起きるようなこっちゃ困りますので、そういう組織的な体制づくり、これをぜひやっていただきたいなというふうに思うし、今点検してくい全部刺さってましたということではありますが、このくいの件も大川の場合は点検マニュアルになかったと、点検基準になかったということでもそこはチェックしてなかったということなんです。ですから、そういう基本的なことが記入されていない不備な点検マニュアルではいけませんので、そういう点検マニュアルの見直しと、それから組織的に失念がないような体制づくり、これをぜひ守っていただきたいなというふうに思います。一言。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 重ねての答弁で恐縮でございますが、校長会集めて先ほど議員が御指摘になりましたような整備状況、あるいは失念がないような対応、そういったものも徹底をいた

しております。しかし、つつい失念するということが起こってはいけませんので、教育委員会としても定期的にそういったことについても啓発してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） それでは、時間も数分になりましたのでこら辺で終わりたいと思いますが、安全についてはもう安全ファーストでいていただきたい。何が何でも安全優先ということであっていただきたいなというふうに希望します。そして何度も申しますが、読解力、国語力の強化を希望いたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、9番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は3時40分より再開します。

午後3時26分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、14番、藤田光彦議員の発言を許します。14番、藤田光彦議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 14番、藤田です。本日最後の質問になりました。それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い2項目の一般質問をしたいと思っております。

まず、1項目めは医療費削減と高齢者対策について、それから2項目めに地目の現状把握についてをお伺いいたしたいと思っております。

まず、1項目めの医療費削減と高齢者対策についてです。市長は高齢者って何歳からとお思いでしょうか。日本老年学会などが現在は65歳以上とされている高齢者の定義を科学的データをもとに受療率、病院にかかる率、それから要介護認定率、それから死亡率などを国民の意識変化も踏まえまして、10年から20年前と比べると5から10歳ぐらい若くなっただんじゃないかということで高齢者を75歳以上に、それから65歳から74歳までを準高齢者に定義を見直すように提言がなされておりました。

しかしながら、日本全体では少子高齢化の言葉を耳にしない日がないくらいです。年々その状況が進み、2020年問題を真剣に考え、超少子高齢化社会の対策を考慮しなければならないと思っております。

うきは市でも例外ではなく、昨年4月1日付の調査によりますと高齢化率が31.4%、先日の市長の政策では31.8%っていう数字が出てましたけど、昨年の4月1日では31.4%だと認識しております。それから後期高齢者率が16.6%、15歳未満の年少率、これが12.7%推移しているような状況が現状です。

そこで、1点目に保険者が異なって健診の中で対象者が区別される基本健診、特定健診、後期高齢者健診について受診率などの把握はできているのか。また後期高齢者の医療費が年々増加傾向にあるが、その要因の把握と対策は。まあ28年度版は保存版で健診便利手帳っていうんですか、これで皆さん御承知で、保存版になってますから各家庭にあるかなと思いますけど、そういうことの1点目です。

それから、2点目に医療費低減のため健診と今なされている食育・健康対策推進に何か得策はないのか。

それから、3点目に医師会と健診を含め行政とのかかわりなどの調整、情報交換はどうかされているのか。

4点目に、高齢者の運転免許の自主返納についてですが、これは先ほど5番議員から同様の質問があつて重複するかと思いますけれども、高齢者の運転免許の自主返納に対して特典などの具体的な支援策は考えておられるのかを市長にお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま医療費削減と高齢者対策について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が受診率の把握と後期高齢者医療費増の要因及び対策についての御質問であります。まず、各健診の受診率につきましては平成27年度のデータになりますが、19歳から39歳の方を対象にした基本健診では9.3%、次に40歳から74歳の方を対象とした特定健診では38.6%、さらに75歳以上の後期高齢者の方を対象とした健診では17.4%という状況でございます。

また、うきは市の1人当たりの後期高齢者医療費につきましては、平成27年度の速報値ではございますが、約118万1,000円で、県内でも高いほうから第22位という状況でございます。

今申し上げました1人当たりの後期高齢者医療費につきましては、平成26年度と比べると減ってきておりますが、議員御指摘のとおり後期高齢者医療費の総額自体は年々増加傾向にあります。こうした増加の要因を考察する上で、まず1人の人が生涯に要する平均医療費の推移を見てもみますと、70歳を超えると医療費が急増し、75歳から79歳の医療費が生涯ではピークを迎えるという傾向にあります。さらに、生涯医療費の約40%は75歳以上になってから要するというデータがあります。したがって、医療費増加の要因としましては75歳以上の後期高齢者の増加が一因としてあるのは確かなことでございます。また対策であります。何よりも健康寿命を延伸させることに尽きると考えておりますので、予防に向けた取り組みが重要であります。

現在、市ではロコモティブシンドローム予防教室やノルディックウォーキング教室などの運動

教室を開催しておりますが、今年度中に市民誰もが取り組めるようストレッチや口腔機能向上などを盛り込んだ体操を開発し、平成29年度からはあらゆる機会を通じて普及啓発をしておりますので、市民の方々の積極的な御参加をいただきたいとこのように考えております。

次に、2番目にいただいております医療費低減のため何か得策はないのかとの御質問であります。内臓脂肪型肥満に加えて高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上あわせ持った状態をメタボリックシンドロームといますが、放置をすることで脳血管障害や糖尿病などの生活習慣病にまで進行する可能性があります。

また、平成25年の厚生労働省の発表によりますと、メタボリックシンドロームと判定された方の医療費は、それ以外の方に比べて平均で年間約9万円ほど高くなっているという調査結果がまとめられております。さらに糖尿病が重症化し、人工透析を導入することになった場合、年間で500万程度が必要になると言われております。こうしたことからメタボリックシンドロームの予防と、さらには生活習慣病の予防に取り組んでいくことが重要でありますので、今後も健診の受診啓発に取り組むとともに、健診後の保健指導に対して積極的に取り組んでまいり所存であります。

また、今後は包括連携協定を締結した中村学園大学と連携して、食生活の改善も含めた取り組みを推進することにより、生活習慣病等の予防に取り組んでいくこととしております。

3点目が医師会との情報交換についての御質問であります。医療機関において治療される方につきましては健診を受けていない方も多く見られます。具体的に申しますと、平成27年度のデータでは40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健診の対象者は約6,100人で、そのうち未受診者が約3,700人です。そして、未受診者約3,700名のうち約2,400の方が何らかの治療を受けておられます。これは治療に伴い、基本的な検査も医療機関で既にお受けになっていることから、市の健診を受ける必要はないとの認識をお持ちのようです。こうしたことから、浮羽医師会に対しては各医療機関受診者に市の健診も受けることを勧奨していただくようお願いし、各医療機関の医師から治療中の患者の方に対して申し伝えていただいております。

また、市と浮羽医師会では、特定健診受診者のうち一定の基準に該当する方を対象として頸動脈超音波検査の業務委託を締結し、動脈硬化を改善可能な段階から発見し、心筋梗塞、脳梗塞等の発症予防や人工透析導入予防にとともに取り組んでおります。

一方、浮羽歯科医師会とは毎年協議会を実施し、歯科保健医療の推進に向けた取り組みについてお互いに協力して実施していくことを確認しているところでございます。

今後とも浮羽医師会及び浮羽歯科医師会とは連携を密にして、市民の健康維持のために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目が高齢者の運転免許証自主返納に対する支援策についての御質問であります。このことにつきましては、佐藤議員の御質問と同趣旨ととらえさせていただいております。

さきに答弁いたしましたように、高齢者の運転免許証の自主返納の支援策につきましては、地域交通手段の確保とセットで推進していくべきと考えておりました。自主返納に対する支援策のみを先行して実施すべきではないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 回答を十分にいただきましたが、1点目の受診率の件ですけど、特定健診は国保ですから、保険者がうきは市ということで38.6ということで、まあまあ、だんだん受診率が上がってきたということで、望ましくなってきたかなという気がします。

ただし、協会健保というんですかね、全国健康保険協会、社会保険も含めたそういう被保険者の把握がなかなかできないから、このパーセントもどうかなという気がします。それと、後期高齢者健診に関しては、自分で病院に行きながら定期健診をやっている方の把握の受診率というのはできないから、このパーセントが17.4%と低いんですけど、そこまでないのかなという気がします。後期高齢者の医療保険の保険者である医療費ですけど、県の後期高齢者医療広域連合でやっている集計によると、先ほど市長から言われた、平成27年度118万円ですか。年に1人ですね。118万円です。25年度でも114万円なんですね。

これでも60市町村の中で、やっぱり30位から20位というところで、高い医療費になっているんですけど、大体、対象者が75歳以上が5,100名ぐらい、うきは市で存在しているんですね。おられると。百十四、五万円を5,100人いたら58億円ぐらいになるんですよ。58億円の中で3億1,000万円ぐらいを保険料で出ているということになれば、一般会計から繰り越しが、大体、広域連合に納付金が4億5,000万円ぐらい年にあるんですね。

ということになれば、一般会計から納入が毎年1億四、五千万になっているというのが現状だから、高額医療費を受けている患者さんですね。先ほども、ちょっと2番目の質問でも言われてましたけれども、高額医療をやられる方、利用されている方が多いから、75歳以上ですね。百十何万円にもなるんじゃないかなということがするんですね。

例えば、透析を受けている方とか、こういう方がかなり多いんじゃないかなという気がします。だから、特別に透析を受けている人が云々ということ言うわけにはいきませんが、そういうところに医療費アップの要因になっているんじゃないかなということを感じますね。

それと、もう1つですね。病院に入院して退院できる体調になったにもかかわらず、検査入院という名目で入院されている方がおられて医療費がアップしているということはお聞きになったことがありますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の地域包括ケアシステムの導入も、そういう事象があるもので、そういう取り組みがなされるということで承知をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 藤田です。集団健診の件なんですけど、38%、40%まだ満たないのか多いのかということところはちょっと数字の判断ですけど、うきはは集団健診に行って、ここにも皆さん御存じのようにあるんですけど、5月から8月の4カ月にわたって健診があつてます。そして、なおかつ再診、未受診の方は10月にありますよということで、5月から10月、5カ月にわたって健診が行われているわけですね。ということは、この健診のデータが、集計がなかなかできないんですね。一時的じゃないから。

それで、小郡の場合、1ヶ月の中の日曜だけを集中的にやっている、ばつと。そして、健診費用もそこで集約するから、そのかわり、健診車が何台もなるとは思いますけど、行政区が分散してるとは思いますけど、4日間で全部やってるらしいです。

それで、データも一遍にとれると。受診率もアップすると。だから、日曜しかないよということで、その日曜のどれかしかセレクトできんということになれば、受診率アップとデータの集計で分析モニタリングが十分できているという話を聞いてますから、それを次年度に、健診のあれをするということだから、どうもこの集団健診のいろんなスケジュールがあるかと思はいますけど、長過ぎるんじゃないかなと。いつでも行けるから、またにしようかと言って、結局は行かないという人もおるんじゃないかなという気がしますから、その日程の調整をいまいち考えていただいたらどうかなと思はいますけど、いかがですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 特定健診のスケジュールですけれども、長過ぎるのではないかという御指摘がありまして、見直すべきではないかというお話がありました。

29年度につきましては、もう既に健診のスケジュールというものが、業者のほうともう調整を済ましておりますんで、28年度と同様な形になるかと思はいますけれども、また、30年度以降につきましては、そういった御意見があったということも踏まえまして、また検討してまいりたいと思はいます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 少しつけ加えますけれども、今、議員御指摘のように、短期集中的にやったほうが実績が上がるんじゃないか、受診率も上がるんじゃないかという話がありますが、また逆に、集中してやると、どうしても日程が合わなくて受診率を下げるという観点もございませ

ので、総合的な視点で検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） ぜひ、どちらがいいかというのはちょっとわかりませんが、小郡を例にすれば、それで上がったということをお聞きしてますから、いろいろレクチャーされて、増岡さんも3月までということで、29年は知らないような話をされました。そうじゃなくて、検証して、また30年以降にも、来年度は、29年だめでしょうけど、30年以降にはそういうシステムを、もうこうなったから来年もそうだよということじゃなくして、いろいろ研究されて、受診率を上げるのもいかがかなということです。これは提案をさせていただきたいと思います。

それから、2点目の医療費の低減の件でございますけれども、車でも6カ月点検、1年点検、車検があるということで、メンテナンスをしているわけですね。それで大きい故障をしないとか、事故にもつながらないということだから、人間も同じように、修理代を少額に済むためには、治療費を済むためには、やっぱりメンテナンスを各自がやらなくちゃいけないと。

それが1つの特定健診でもあるし、定期的な健診、人間ドッグでもあるかと思うんですけども、そういうところに対して何かいい方法はないのかなということで、市長なりに、こうやったら医療費が下がるのに、点検をできるような方法がないのかなと思いますけど、もちろん、メタボになりかけた人が行ったら、もっと高血圧、ちょっと頭がふらふらするよということは、高血圧かなといって健診に行ったら、結局は糖尿病に近かったと。もういよいよ、透析しなくちゃいけないように、物すごく進んでたというのがあるから、定期点検すれば、その辺が高額医療費につながらないんじゃないかなという気がしますが、何か市長の明晰な頭で方策があるんじゃないかなと思ってお聞きしますけど。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） やはり、基本的に市民の皆さん、全ての皆さんが心身ともに健康で幸せを感じられるようなまちづくりが何よりも重要です。そのキーワードは「健康」であります。

今までも議会の中でも何度も議論されたように、健康づくりのための秘訣は私は4点あると思うんです。

まず、食と運動ときずなと生きがいで、この4点に尽きると思います。

そうしますと、食、運動、きずな、生きがい。市役所の中でいきますと、各所管にまたがる。総合力を持ってやらないと、うきは市民の健康づくりというのはできないし、また、それが結果として、医療費、介護費の削減に結びついていかないと、このように思っているところであります。

したがって、全ての施策を集中して進めていく。これを横軸を入れて進めていくということに

限ると思いますけれども、その中の1つが、午前中、江藤議員のほうから質問がありましたように、やはり、農業の野菜づくりでございます。

先ほど、答弁さしていただきましたように、本当にうきは市民の皆さんは、データの的に東京都民よりも野菜をとっていない。食物繊維を特にとっていないというデータがありますし、片や、生活習慣病が全国平均値よりも多いという話であります。

必ずや、これは因果関係があるんじゃないかと思ひまして、野菜づくりに力を入れたいということと、あと、小さな農業というんですか、やはり、庭先野菜づくりというの、やっぱり呼びかけていって、そして、それは生きがい、健康づくりに結びつくような野菜づくりにもつながりますし、それが延長して、自分で消費できない分は道の駅に出していただいて、お孫さんの小遣い銭も入ってくる。それが、また逆に生きがいにつながるということでもあります。

江藤議員からは田園回避の動きがある。その強みは、高齢化社会になってきますと、都市部と農村部を比較しますと、我々の強みは田園があること、野菜をつくれること、小さな農業を展開できるということにあります。今こそ、本当に小さな農業を推奨して野菜づくりを広めていきたい。それを健康づくりにつなげていきたい、こういう思いでいっぱいあります。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 市長のおっしゃるように、生きがいづくり、生活の張りですね。これが健康につながるというのは、運動ももちろんですけど、きずなもそうでしょうし、当然、生きる喜びを毎日味わえば健康にもなるよということは十分承知ですから、今後とも、その辺にしても皆さんに、市民に発信したらどうかなと言う気はします。

それで、3点目の今度は医師会の件でございますけれども、医師会は社団法人でございますから、任意加入なんです。うきは市にも個人で開業したり、医療機関がかなりありますけど、ここで医師会に入っていない医療機関、どれぐらいあるか、御存じですかね。その未加入開業医というのは何件ぐらいおるか御存じですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大変申しわけありません。今、手元に、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 医師会と交流を深めているというから、そういう情報もぜひ交流で取得してほしいと思うんですけれども、何でそういうことを聞くかと言うと、予防接種がありますよね。それから、学校の校医さん、それから休日担当ですね。輪番制ですけど、これは医師会の方たちがやって、健康を守ろうということをやっておられるんですね。

ところが、入っていない医師が、僕も知ってますけど、入っていない方がおられるんですね。だか

ら、そこに何か働きかけをしてやるのも市の指導かなということで、任意加入だから、そこまでは言えないかもしれませんが、推進したり入っとかないと、うきは市では云々というようなことを、何らかの形で働きかけるのも1つかなという気がしますけど、その辺はどうお考えですかね。加入推進に対しての市のお考え。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 未加入の開業医の方がいらっしゃるといのは承知はしております。

それで、行政のほうから加入を促進、推進すべきではないかという御意見なんですけれども、それぞれ、医師の方々にもそれぞれの考えがあってのことであると思いますので、行政のほうから加入を積極的に進めるとかというのは、ちょっとできないのではないかと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 予防接種がありますよね。予防接種に補助を出してますよね。今回の29年度予算にもありますが、それは医師会に加入してないところにも出るんですけど、医師会と医師会に入っていないところの差というのは、何か差があるかというのは御存じですか。

これは予防接種、ここで今回、医療機関、医師会以外でも接種に行った者に、償還払いをするようにしましたということで、県の補助が340万円ぐらいついているんですけどね。これ保険ですね。

聞くところによりますと、厚生労働省が予防接種問診のあれに、お医者さんもちろん保険かかっているんですね。だから、患者さんは安心して、病院の医師等々が補償できない範囲がもし出たときは、医師会の方には厚労省がバックアップしているんですよ。

だから、医師会に入っていないところの病院でもし不手際があったときは、その補償が出ないんですね。だから、それは皆さん認識されてないから、予防接種の費用が違うんですよ。医師会のところと医師会に入っていないところ、医師会に入っていないところは、予防接種は安いんですよ。だから、安ければいいといたら、そこがないんですよ。そのリスクを負って、安いところに行っているならわかるんですよ。だから、その辺のところをどうみんなに知らせるかというのは非常に難しいところですけど、そういうことがあるから、あえてそういうことを聞いたわけです。だから、皆さんも認識された方がいいのかなという気がせんでもないです。

それから次にいきますけど、4点目の運転免許の自主返納に関してですけど、これは先ほども申し上げましたように、5番議員さんからのお答えで十分認識されましたけど、今、75歳以上の高齢ドライバーというんですかね。研修を受けたりしなくちゃいけないのは70歳ですけど、75歳以上が全国で163万人いるらしいですよ。

それで、更新時に義務づけられる認知機能検査が、加齢によって低下するのは当然だと思うんですけど、非常に高くなって、今度、先ほど市長もおっしゃってましたけど、道路改正法で検査の強化が言われてきてます。

それで、特に最近、アクセルとブレーキを踏み間違っただけというものが、うきはでも病院に、ちょっと1件あったと思いますけど、そういうふうなことがもう、結構新聞報道で報道されて、余りにも多いから、最近、だんだんそれがなくなるくらいまで多くなっているというのが現状らしいんですね。

前はニュースになったけど、今はニュースにならないくらい多くなったということで、暴走事故が非常に各地で発生しているということで、いろんなところの自治体で、自主返納するのに特典を与えたら変わるんじゃないかということで、市長は特典もだけど、もっと違うんじゃないかということもおっしゃってたけど、1つの策として、特典を設けて、要は交通弱者というんですかね。が自主返納したら、このうきはなんか特に、公共交通機関がないから、不便になって買い物にも行けんと。もうどうかして無理すれば何とか運転できるけんというような方もおられて、返納するというのもう、自殺行為するような感じのことを高齢者の方言われるんですよ。自分から免許とったら、もう手足もがれてるような感じだということで、なかなか返納したいと家族は言うけど返したくないというのが現状だから。

この前、御存じだと思いますけど、久留米で159万円ですかね。1,597万円か。29年度予算に計上してますよね。これは、免許返納した70歳以上の方に、バスとかタクシーの利用券を年間1万円を3年間あげましょうというサービスを、久留米は早く返してくれと。いつあなたは加害者になるか被害者になるかわかりませんよということで、1,500万円ほどを計上したというような話も聞いています。

佐賀でも、県域全体が、佐賀県は県を挙げてタクシー券を配布しているんですね。公共機関とか。これも、それからタクシー、どこに乗っても1割、自主返納したという証明があれば、タクシーが1割安くなるということの特典を出したり、東京なんかは、デパートの無料配達、この券が優遇されるとか、いろんなことをやって、東京信用金庫だったと思うんですけど、これは定期預金のアップまで考えているという、いろんな民間も行政もいろんな特典を与えて、未然に事故を防ごうという特典をやってますからね。何かどうかしたらいいんじゃないかなという気がしますが、先ほどの分と別で、特典を何か考えるかということにはどうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 高齢者運転免許の自主返納については、全国的な広がりとして、警察庁のほうの指導もあって広まっているというのは承知をしております。

もともと出発点は、東京とか大阪のように、地下鉄とか、あらゆるJRとか、公共交通機関が

しっかり充実しているところについて、むしろ、車から公共交通機関に乗りかえなさいと、こういう世界で、インセンティブとして、自主返納に対していろんな特典を与えるというところからスタートしているというふうに承知をしております。しかし、それが全国にも広がっておりまして、久留米の事例でも、平成29年度にそういう予算を計上しているということは、新聞報道等でも承知をしているところであります。

ところで、うきはについては、佐藤議員のときに答弁さしていただきましたように、非常に中山間地も抱えていて、非常に市域というか、エリアが広い町であります。私も、これは大きな問題ですんで、事あるごとに、昨年暮れも、姫治地域のある集落の皆さんと、このことについて随分議論をしました。

議員御指摘のように、もう100%の方がとんでもないと。車を取り上げられたら、もう生活が成り立たない。まさに、生活弱者、買い物難民になってしまうという御指摘をいただいております。

そういう中で、やはり考えなくてはいけないのは、免許証を返させるためのインセンティブでいくというよりも、むしろ、基本は高齢者の交通事故をなくすということですから、むしろ、うきはは、他の自治体になく高齢者の交通事故を予防するというか、なくすような施策を打っていくのが、むしろうきは市らしい対策ではないかと、このようなことを思っているところであります。そういう面で、しっかり今後詰めていきたいなと思っているのと、あと、いつも申し上げますように、全国1,700近くある指定自動車学校の中で、うきは市は全国唯一の公設自動車学校の1つ、全国4校の1つであります。

公設自動車学校でできることということで、いろいろ国土交通省とか警察庁にもアピールをしているんですが、そういう中で、国土交通省のほうから情報がなされたのは、平成30年度より社会実験に入ることなんですけど、実は、車の自動運転サービス、これを中山間地域における地域についても、この自動運転サービスの可能性調査に社会実験に入りたいというような話もありますので、そういう情報をしっかり取り入れながら、どう市民の皆さんが安心して生活できるような、そういうところをしっかり押さえていきたいなと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 先日、NHKテレビで、金曜日夜の7時半、きのうも朝7時半から実感報道という番組が出ましてね。30分番組ですけど、ごらんになった方もおられるかと思えますけれども、この中で、やっぱり同じような返納後の対策ものが報道でやってたんですけど、生活の足の確保ということで審議してましたけど、この中で、熊本の椎葉村ですね。高齢化率が41%らしいです。

ここで何をしてるかと。対策は、足の確保をするために集落支援員というのを1人雇って、フリーで電話したら迎えに来て、それをやっているということで、もうみんな返納しているらしいです。みんなということないけども。それで、助けをしている、足の確保をしているというのが報道されて、いい例だということで、あの椎葉村ですよ。買い物に行くのに1時間半、2時間かかるところにそれを入れているということだから、そういう対策をやっているところ。

それから、小郡市では自治バスを出しているんですね。地域の人たちが、コミュニティの自治会の人が運転して、自治会に電話があったら「だれかおるかい」と言って、それでカバーリングしていると。物すごい人気があるらしいです。だから、そういうふうな先をやって、移動バスとかコマンドバスとかいう手もあるでしょうけど、そういうことがあるということは申し上げたいと思います。

それと今、自動運転装置の件が出ましたけど、これも今、国交省が先日、28日だったかな。高齢者の事故防止をするという防止のために、乗用車の自動ブレーキですね。自動ブレーキを踏み間違ふことがあるから、そのための加速制御装置ですね。これを開発したと。

それで、来年度から高級車にはそれを設置義務をつけるということなんです。ほかは、全メーカーがそれをつけれる装置が開発されたらしいです。だから、新車にはそれを全部つけると。だけど、安いというたらいかんけど、軽自動車は選別で、つけてくださいと、オプションですればつけれるようにするということなんです。

特に、うきはは軽自動車が多いです。多いから自動車税が多いということで、これはプラスになってるんですけど、この軽自動車に、標準装備のない軽自動車に自動ブレーキ、その制御装置をつけるのに費用がかかりますよね。ちょっと幾らかはまだわかりませんが、それに対して、うきは市では補助するよと。そしたら事故防止になるじゃないですか。

先ほど市長が言った事故防止のための対策が大事じゃないかということの次になるんじゃないかなと思うから、これも考えられたらどうかなと思いますけど、国交省は先月の28日にプレス発表してましたから、ちょっとたまたま見たんですけど、そういうのがあるから、市独自で何か特典を「装置つけたらよかよ」と、幾ら補填しますよということをするれば、事前に返納しなくてもいいということですから。

先日、久留米大学の協定のときに、市長が、前例主義にとらわれない感性で臨みたいということ、メッセージ述べられてましたよね。だから、前例のないことをやるのが1つかなと思いますから、これには感動しましたから、大体、役所の方今まで、こういうことを言ったら失礼ですけど、「前やったことねえから」とか「前例がないからできません」というのが、今までは、大体返る言葉だったんですね。そのトップが前例主義を感性でやるという言葉聞いたこと、これは僕は最高に感動しましたから、ぜひ、前やってないからじゃなくて、先行取りでやっていただ

きたいと思ひまして、免許は自主返納、交通弱者の後押しをぜひやって、この高齢者に対しての質問は終わらしていただきたいと思ひますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2項目の地目の現状把握についてを質問いたします。

まず1点目に、市有地、公共用地ですね。それから私有地ですね。ともに地目変更登記が出されていないままの土地が存在すると思ひますね。把握はできているのか。また、その対応はどうしてあるのかを1点目にお聞きします。

2点目に、農用地利用計画変更届、俗に言う農転において、耕作放棄地、それとか荒廃地対策として、農地から山林へ地目変更、いわゆる4条申請といひますが、できる緩和処置と線引きができないか。

3点目に、農業振興のため、農地集積や経営効率化、作物の管理に農地単位の情報を、情報通信技術、ICTと今言われてますけど、この活用の取り組みを、JAなどと共同で推進したらどうか。

それから4点目に、一定規模の農地に30年間の営農存続などの義務を課するかわりに、固定資産税を軽減する農振基本法というのが、指定制度があったんですけど、生産緑地という呼び名だったんですけど、の指定解除が5年後かな。2022年から始まると思ひますね。その指定地がうきはにあるのかどうかを市長にお聞きしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま地目の現状把握について、4点の御質問をいただきました。

1点目が、市有地と個人の私有地の地目変更登記についての御質問であります。市有地の財産情報については、財産台帳により、所在地の地番、地目、面積を筆ごとに把握している状況であります。

財産台帳を調査してみますと、御指摘のように、登記上の地目が現況と一致しないものが数多くあることも事実でございます。これは、公共工事等で用地買収し、所有権の移転登記までは完了したが、地目変更登記の手続をしていないまま、残されたものでございます。こうしたケースは、本市に限らず、県を含めほとんどの自治体、市町村が抱えている課題でございます。市としましては、市の事業等で分筆や売買等の事例が発生し、地目変更登記が必要な場合について、手続を行っているのが現状であります。

今後の対応についての御質問であります。地目変更登記の費用について調査をしたところ、公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託した場合で、1筆当たり2万円程度かかるということでございます。

このようなことから、全ての地目変更を行うと、膨大な費用がかかることが予想されますので、市としましては、今後とも、地目変更登記が必要な事例が発生した場合に、順次対応していき

いと考えております。

個人の私有地の地目については、原因者の責任で地目変更すべきものでありますが、農地につきましては、農業委員会の許可を受けて転用する場合は、転用終了後に、農業委員会より現況証明を発行して、原因者に地目変更登記を指導している状況でございます。

それ以外の個人の土地の地目につきましては、所有者サイドの必要性に基づいて、みずから地目変更していただくしか方策がないのではないかとこの現状であります。

2点目が、耕作放棄地等の対策として、農地から山林への地目変更の緩和処置等についての御質問であります。うきは市におきましては、特に、中山間地で高齢化、農業担い手の減少から耕作放棄地が増加しております。

現在、姫治地区農地保全対策協議会の役員等と、農地の保全について協議を行っているところでありますが、この中では、今後とも保全していく農地と、近い将来には耕作不可となり、山林へ転用すべき農地とに区別していくべきではないかと意見が出されているところであります。そして、これを受け、地域での合意形成に向けた協議を行うよう計画をしております。このような動きを踏まえ、今後必要に応じ、うきは市農業振興地域整備計画の見直しも求められるものと考えております。

なお、早急に対応が必要と考えられる案件につきましては、周辺状況等を踏まえ、隣接者の同意が得られ、かつ支障のない場合は、できる限り速やかに、農地から林地への地目変更を行っているところであります。

3点目の農業振興における情報通信技術 I C T の活用についての御質問であります。農業分野における情報通信技術 I C T の活用につきましては、うきは市の状況としましては、施設園芸における温度、湿度等の管理や G P S を活用して、圃場の作業管理状況を地図情報により把握するなどの取り組みがなされております。また、他の地域では、鳥獣被害の把握等にも活用されている事例もございます。

I C T の活用は、農業経営の高度化、効率化に寄与するものと考えられますので、引き続き、J A にじとも連携を図り、活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

4点目の固定資産税を軽減する生産緑地についての御質問であります。生産緑地地区とは、生産緑地法に基づき、都市計画区域の市街化区域内の土地につき、一定の要件を満たすことで管轄自治体より指定された区域のことです。

生産緑地になると、固定資産税が一般農地並みの課税や相続税の納税猶予の特例などのメリットがあります。これに伴い、農地以外としての転用、転売はできない。地区内において建築物の新築等、造成等の土地形質変更はできない等の制限が加えられます。

指定解除につきましては、指定後 30 年経過した場合、土地所有者等が障害等により農業の継

続が困難な場合、土地所有者の死亡により、相続した者が農業を行わない場合のいずれかに該当する際には、農業委員会に買い取り申請を行った上で、生産緑地として買い取りをする者がいない場合について、指定解除が行われます。なお、うきは市は都市計画区域が設定されていないため、現在、生産緑地は存在していません。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 1点目からいきますと、これ気づいたのが、若葉保育園の隣に医師会があったんですね。医師会が福祉センターの北側に移転するというので、等価交換をすることを6年前に、その手続とか手伝いをさしていただいたときに、調べたら、田んぼの上に若葉保育園が建ってました。これじゃいかんめということで、その時点で、6年前に宅地に登記しました。今はちゃんとしてます。

ということで、たまたまそういうふうになったことが気づいて、いろいろありまして、今回また、いろいろ調べましたところ、多分だろうと思って、この下はもともと田んぼだったんですね。御存じのように、水田です。それから西別館、ゲートボール場、駐車場、あそこも水田でした。今、水田に建ってる庁舎、どう思いますか。たまたま水田をかえてありましたから、ラッキーでした。宅地になってました。

ただし、もう時間の関係で申し上げますけど、把握してるとは思いますけど、これゲートボール、駐車場は田んぼです。これは早急に、1筆3万円かかるかもしれないけど、やっぱり、市民はちゃんとしなさいと。固定資産税とってると。市は固定資産税要らないから、する必要もないかもしれないけど、やっぱり地目変更登記はやってたほうがいいんじゃないかなということ、該当するんじゃないかなということがあります。いうことで、ぜひそれは変更したほうがいいんじゃないかという提言をします。

もう1つあります。

今、福富のコミュニティセンターを建設中でございます。あその東側に延寿寺川という川が流れてます。大体昭和30年ごろに国土調査があつて、ほとんどのところが地目をしたり、農振地とか農振除外とかを掲げて、国土調査で全部、全国一斉にやった。それで全部記録されて、地目もあり、地番もあります。

ところが、福富コミュニティセンターの、今から言えば延寿寺川ですから東側、ここは河川敷になってまして、地目も地番もありません。そこに家が建ってます。そこは、今度購入したところにもなってます。

だれが地権者かといえば、延寿寺川はうきは市の河川管理です。だから、うきは市のものかもしれないけど、空白地です。それは対応してもらいたいということで、担当の方に言ったけど、これは非常に難しいということで、この方も3月にやめられるもんだから、どうしようもないよ

うになってるわけですけど、また検証してほしいんですけど。

それで、それに付随して、福富小学校があるんですね。体育館がありますよね。あそこもずっと河川敷で、今、体育館が河川敷に建ってます。地目がありません。どこに建ってるか。川に建ってます。流れんでよかったです。

だから、そういうところが各地にあるんですね。だから、やっぱりこの際、わかったところはせめて何らかの手を打ってやって、きちっとすべきじゃないか。いずれ、いつかはやらなくちゃいけない時期が来ると思いますよ。あの体育館建てかえるときとか何かのときに。コミュニティ、今回はいいチャンスですけど、だからぜひ、それをやっていただきたいなということで、したいと思います。

時間があれですから、それで今、公共の用地ばかり言いましたけど、私用地ですね。これはもっとひどいところがあります。

それで今回、29年度の予算でも、航空写真撮影費が、固定資産税の客体である土地、建物の的確な把握のために3,100万円ほど予算計上されてますよね。これで、新しく今やっているのをリニューアルというか、合成するんだろうと思いますけど、それを利用して活用されて、この際、上から見たらわかるんですって。土地台帳では、畑、田んぼのところに家が建ってるはずですよ。すぐわかりますよ。その気になれば。もう幾つも知ってますけど。

だから、そういうことは固定資産税が入ってないんですね。だから、建築申請のときにはそのまま出して竣工はする、完成届は出す。その後、さっき言った登記はするけど地目変更してないというところがかかなりあるんですね。

だから、市でわかっているところ、宅地並み課税をしているところならまだいいですけど、そのまま田んぼの上に建っている家があると。それはそのままのところ、畑のまま、雑種地に建つというのもあるんですよ。だから、その辺も今回、航空写真の撮影費がされてますから。

それともう1つ、太陽光をしてますよね。ここもそうなんですね。あれも宅地じゃないところに、畑に太陽光を建ててる可能性が高いかもしれません。それも今回の航空写真の費用で、上からズームアップすれば十分わかると思いますから、その辺は、さっき言ったICTの3点目にちょっと付随してるんですけど、そういうことは、ちょっと申し上げたいと思います。

それで、2点目の山林に云々というのは線引き指定されるということですから、その辺進めていただきたいんですけど、農水省が、昨年暮れに都道府県別に委譲したんですね。土地の転用化か権限を。これ申請すればできるということで、昨年暮れに指定市町村に、久留米とそれから那珂川町、佐賀市が九州では3つ指定されたんですね。ここは転用許可を、その市町村でできるようになるというのが、全国では17都道府県で35市町村が指定されているみたいなんです。

一回調べられて、農水省と県にその辺を聞いて申請して、できるかできないか。農地の転用許

可を市の権限でできるかどうかの許可があるということで、指定市町村というのがあるみたいなんです。これをすれば、その辺は容易になるのかなという気がします。ただ、うきは市は指定されるかどうかわかりませんがね。ただ、久留米と那珂川町と佐賀市は去年の暮れに指定されたということをお聞きしてますから、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で、3点目の情報 I T C の件を言います。

これ、ドローンとかいろんなもの、航空から農地を管理しようということなんです。ハウスのほうは意外とできる可能性があると思いますよね。だけど、大きいところで、広い範囲ではできないということで、山梨の韮崎市か。市でブドウ園を全部ドローンとあれでやっているんですね。そして剪定を、ここが切ったほうがいいのかというのを図面化してそれを指導していると。J A と取り組んで。

山梨はブドウ産地ですから、そこで広範囲にやって、それを検証して後継者育成しているというのが、現状として進めようとしていますから、その辺のところも参考にして、後継者育成にもなるんじゃないかなということをお聞きしています。

提案方ばかり言って申しわけないんですけど、それと静岡のお茶園、ここもドローンで、お茶が病害になるんですね、茶色になったりして。そこを上から見て、ここを集中的に防除せんといかんということも静岡では取り組んでおるということで、お茶の技術開発にピンポイントに防除しているということをお聞きしていますから、時間の都合で、私ばかりしゃべって申しわけないんですけど、一般質問になってませんが、そういうことで、ぜひ I C T の技術、ドローンを入れたのもやっぱりやっていただきたいと思いますが、その辺、いかがですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 現在、うきは市内でも、I C T の技術を活用して、実際、水田のところでの G P S を活用して圃場整備の管理状況を行っているところ等もありますので、今後はまた、そこではまだ、現在ドローン等は使っておりませんので、そういうところも含めながら、今後検討していきたいというふうに思います。

○議員（14番 藤田 光彦君） よろしくお願ひします。

私が今質問した条項は、皆さん、担当課長が退職される項目にしまして、ぜひ継承して、引き継ぎ、継承をきちっとしてやっていただきたいと思います。財政のほうも一緒でございますから、ぜひお願いしたいと思います。

それから、4点目の生産緑地の件は、都市計画ができていないからいいのかなという気がします。

いろいろ土地問題で質問させていただきましたけど、いろんな情報なり農地荒廃地対策、後継者育成云々で農地、農業の問題もいろいろ江藤議員からもあってましたけど、いろんな課題が含まれてますから、やっぱり農業立国日本、それから農業基幹産業のうきはとしても、やっぱりいろんなことを、本当に具体的に進めて後継者、若手の農業者の育成等々をやって、ぜひお願いした意と思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、14番、藤田光彦議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日は散会します。

連絡します。あした3月7日は午前9時から一般質問を行った後、引き続き、議案の採決及び議案質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼、お疲れさまでした。

午後4時40分散会
